

ヴァイマル共和政期のドイツの国籍：国籍 の「エスニック化」とその限界

SATO, Shigeki / 佐藤, 成基

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Hosei journal of sociology and social sciences / 社会志林

(巻 / Volume)

69

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

64

(発行年 / Year)

2022-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026186>

ヴァイマル共和政期のドイツの国籍

——国籍の「エスニック化」とその限界——

佐藤成基

はじめに

1913年に制定されたドイツの国籍法（ドイツ帝国籍および国家籍の法）は、ほぼ全面的な血統原理を取り入れた国籍法として知られている¹。1914年から施行されたこの国籍法は、その直後に勃発する第一次世界大戦を経て、ヴァイマル共和政治時代にはほぼ変更されることなく維持されることになる。そのためか帝政期に比べ、この時代のドイツの国籍法には、これまであまり注目されることがなかったように思われる。しかし、ドイツの国籍にとっていくつかの重要な変化を、この時代にみてとることができる。ひとつはヴァイマル共和政期に進んだ民主化と福祉国家化により、国籍が国家と個人とを連結させる制度として実質的な機能を高めたという点がある。それによりドイツ帝国籍を持つドイツ国民とそれ以外との実質的な差異もより明確になった。さらにもう一点として、国籍に付与された意味が変化したことが指摘できる。国籍はエスノ文化的なネーション概念と関連づけて理解され、ドイツ帝国籍の保持者は単なるドイツ国家の成員というだけでなく、血統や文化を共有する「ドイツ民族（deutsches Volk）」の同胞であると捉えられる傾向が強まったのである²。

ドイツ国籍とエスノ文化的ネーション概念との関連性といえば、ロジャース・ブルーベーカーの研究以来、1913年の国籍法改定における全面的血統原理の採用を促進した要因として、ドイツ人を血統共同体とらえるエスノ文化的なネーションの自己理解の果たした作用が指摘されてきた（Brubaker 1992=2004; Mommsen 1996）。たしかに1913年の国籍法改定に至る過程のなかで、出生地原理の要素の導入を主張する社会民主党に対し、右翼ナショナリスト団体や保守派の政治家たちが「ドイツ民族の保持」というエスノ文化的な観念を掲げて反対した。さらにその背景として、帝政期後半にプロイセン東部に流入したポーランド人やユダヤ人に対抗して「ドイツ民族」の存在を守ろうと主張する運動が広がっていた点は無視できない。しかし、1913年の国籍法改定による血統原理の徹底は、10年間の国外滞在で自動的にドイツ帝国籍を喪失とするそれ以前の規定を改定し、国外に移住したドイツ国民とドイツ帝国との結合を強化しようとしたという点に大きな意義があり、ドイツ帝国の枠組みを超え、かつて一度もドイツ国籍を持ったことのない「民族的ドイツ人（Volksdeutsche）」にまでドイツ帝国籍を拡大しようとしたわけではない。しかも、国外でドイツ帝国籍を維持するには、兵役義務の履行が条件とされた。「国防共同体なくして民族共同体なし（Keine Volksgemeinschaft ohne Wehrgemeinschaft）」という理念に示されるように、1913年の国

籍法においては、エスノ文化的な紐帯よりも兵役義務の履行による国家と国民との結合を重視していたともいえる（Gosewinkel 2002: 310-327）。全面的血統主義を採用した1913年の国籍法における国家籍・帝国籍の規定において、エスノ文化的なネーション概念は、単に出生地原理的要素の導入を阻止したという消極的な役割を果たしたにとどまり、ドイツ国籍それ自体は必ずしも「エスニック化」されていたとは言い難いのである。

しかし第一次大戦への参戦とそこでの敗北、それに伴う中東欧のラディカルな政治地理学的状況の変化に伴い、ドイツ国籍を持つ意味が変化した。先述したように、国籍法それ自体が大きく変更されたわけではない³。ドイツ・ネーションの概念が、反戦によって縮小されたヴァイマル共和国の国家的枠組みを超え、国境外（特に中東欧）に散在するドイツ語話者を包含した「ドイツ民族」と同義として理解されるようになってとともに、国籍政策もまた、このようなエスノ文化的なネーション概念からの影響を受けるようになる。特にそれはヴァイマル共和政期の帰化政策にあらわれている。とはいえ、第二次世界大戦後の連邦共和国における国籍政策とは異なり、「民族帰属（Volkszugehörigkeit）」のようなエスノ文化的な法的概念が国籍付与における自律的要因として作用することはなかった。その意味でヴァイマル期におけるドイツ国籍の「エスニック化」は限定的なものにとどまっていて、法自体にエスノ文化的基準が導入されたことはなかった。しかしこのような国籍法の枠組みは、ナチス期の暴力的なエスノ人種的によって無効化されることになる。

ヴァイマル期ドイツの国籍については、ドイツ国籍の歴史を包括的に論じたディーター・ゴゼヴィンケルやイーライ・ネイサンスの著作のなかですでにふられている（Gosewinkel 2001: 328-368; Nathans 2004: 201-216）。本論文はこの2つの著作の知見を参照しつつ、この時代のドイツ国籍政策や国籍法の意味の変化についてあらためて整理し、ドイツ国籍の「エスニック化（エスノ文化化）」の内容やその程度、およびその限界について明らかにしてみたい⁴。まず1では、第一次大戦での戦争動員、ドイツの敗戦とそれに続く領土の喪失、君主制の解体とヴァイマル共和政の成立といった一連の出来事によってドイツ国籍の枠組みがどう変わったのかを概観する。2では、戦時中の東方侵攻と敗戦後の領土喪失、ロシア、オーストリア両帝国の解体と中東欧における新たな国民国家の成立により「在外ドイツ人」の意味が大きく変わったことが、エスノ文化的な「ドイツ民族」概念の実体化をもたらしたという点について論じる。3では、ヴァイマル期の帰化政策で、「ドイツ民族」か否かという基準がどの程度作用していたのかを考察する。4では、ヴァイマル期に提起された（しかし実現しなかった）国籍法の改定提案をみることで、この時代にドイツ国籍のどのような点が問題として認識されていたのかを探る。最後に5では、オーストリア出身の民族ドイツ人であるはずアドルフ・ヒトラーがドイツ帝国への帰化に難渋していた経緯を顧みることで、国籍法の法的基準がいかに彼の帰化を妨げていたのかを確認してみる。

1 第一次大戦からヴァイマル共和政へ ―ドイツ国籍の変化―

すでに述べたように、第一次大戦期からヴァイマル期にかけてドイツの国籍法にはほとんど修正

が加えられなかった。しかし、国籍それ自体にはいくつかの点で重要な変化がみられた。一つには、戦時中の動員や戦後のドイツ国家の民主化などにより、国籍を持つ実質的な機能が強化されたという点があげられる。また、敗戦とヴェルサイユ条約での領土の喪失により、ドイツの国籍（「帝国国籍」）が規定するドイツ国民の範囲もまた縮小された。この2点についてまず説明しておきたい。

（１）国籍の実質的機能の強化

戦争動員とドイツ国籍

国籍が国家と国民とを結びつける法的制度であるとすれば、第一次大戦での戦争動員はその実質的な絆を強めることになった。第一次大戦が始まるとドイツ国籍を持つ男性は、地域や階層、政治的信条やエスニックな出自とは関係なく兵士として動員され、その数は1300万人にも達していた（Gosewinkel 2001: 328）。その中には、ドイツ国籍を持つユダヤ人も多く含まれていた。また、戦争開始直後からドイツ軍兵士を志願する外国人の帰化申請が増えた（Trevisiol 2006: 47）。ドイツ政府は1913年の国籍法制定時に定められた帰化手続き（本来1年以上かかる）を迅速化してそれに対応し、戦前には認可がされにくかったユダヤ人の帰化も増えた。ユダヤ人にとって兵役義務は、事実上「ドイツ国民としての対等な成員資格を要求するための手段」となったのである（Gosewinkel 201: 330）。その一方で、国籍法26条、27条の規定に基づき、外国に居住するドイツ国民で兵役を忌避した者からは、ドイツ国籍が剥奪された。「軍事共同体なくして民族共同体なし」という1913年改定時に繰り返された理念が、戦争開始と共に実行されたといえよう⁵。

しかし、戦争が進むにつれ、その「軍事共同体」概念にも次第にエスニックな排外性が見られるようになる。ドイツ軍がロシア領に深く侵攻した結果、ロシア領からロシア国籍のドイツ人（ロシアドイツ人）が戦火や迫害を逃れるためにドイツ国内に流入するようになり、彼らとの「エスニック」な（「民族的」な）一体性が認識されるようになると、逆にドイツ国籍を持つユダヤ人を不信の目で見える反ユダヤ主義的傾向が高まるようになる。1916年末には軍隊内のユダヤ人の数を統計的に把握し、その数を一定に制限するための「ユダヤ人調査（Juden­zählung）」が始まるが、それはそのあらわれである（Gosewinkel 2001: 337; Dann 1994: 213）。ヴァイマル共和世紀に進むドイツ国民概念における「エスニック」化が、すでにこの段階で始まっていたといえる。

「シティズンシップ」としての国籍

戦争が終わり、帝政が崩壊した後に成立したヴァイマル共和国は、当時としては極めて先進的な憲法を定めていた。まず、その1条で「国家権力は国民に由来する」と規定され、君主制をとる諸邦から成り立っていた帝政期の統治体制が大きく転換され、国民主権の共和制国家となったのである。また、「すべてのドイツ人は法の下で平等である」（109条）とされ、20歳以上の男女に等しく選挙権が与えられたほか、50以上もの条項により、労働者の権利や社会保障を受ける権利を含む数多くの基本権が認められた。そのような憲法の下で、労使の協約関係に基づく労働者の権利の保

護や、失業保険を含めた社会保障制度の拡張が行われ、福祉国家としての形態が徐々に整備されていった。こうしてドイツ国籍を持つドイツ国民（「ドイツ人」）には、T.H.マーシャルのあげている三種の諸権利（市民的権利、政治的権利、社会的権利）をほぼ網羅するものが保障され、国籍が「シティズンシップ」としての実質的機能を獲得するようになる。

だがそれはまた、国籍の保有・非保有によって生じる国民と外国人（および無国籍者）との差異がより実質的な意味をもつようになったことでもある。それはヴァイマル共和国の外国人労働者政策によく現れている。ヴァイマル政府は国内の労働市場を保護し、「ドイツ人労働者」の雇用を守るという観点から外国人の流入を制限した。そこで移民は「国民的福祉国家の成果」にとって「危険なもの」とみなされるようになる（Oltmer 2005: 39）。こうした移住制限によってヴァイマル期の外国人労働者の雇用は大幅に減少した（Gosewinkel 2001: 339-340）。また、その前提には、ヴァイマル期に外国人労働者の募集体制が共和国政府による中央管理に変わり、外国人労働力の受け入れを国民経済に適応させることが可能になっていたということがある。

旅券・査証による出入国管理

19世紀の初期までに欧米諸国で導入されていた旅券・査証による出入国管理は、19世紀中期以後緩和され、国境を越えた移動は、一部を除いてほぼ自由に行われるようになっていた。ドイツでも北ドイツ連邦成立直後の1867年に、それまで定められていた出入国の際の旅券携帯義務が廃止されていた。しかし、第一次大戦が始まると旅券と査証による出入国管理が復活し、厳格化されるようになった。さらにその仕組みは、戦後も継続されたのである（Torpy 2018；佐藤 2020）。そこで旅券は「国境線の画定を強要するための重要な手段」となり、「世界中で、自国の国籍を持つ人間に対して国家が発行した旅券の保有者は、その国家に帰属するものとみなされる」ようになった（Gosewinkel 2021: 162）。

ドイツでも、1919年6月の「旅券義務の規定に関する法令」で出入国の際に査証のついた旅券の提示が求められるという方法が定められた。旅券には人物の描写と共に写真が添付されることになった（Gosewinkel 2001: 247）。さらに1924年6月には旅券や査証の形式や使い方などに関して129の条項によって詳細に規定した「旅券法令の詳細関する公示」が出されている⁶。旅券には写真の添付が求められるなど、その形式は今日のものとほとんど変わらないものになった。

第一次大戦後も旅券による出入国管理が続いた理由としては、第一次大戦後の国境変更とロシア革命後の内戦が勃発により、国際環境が依然として不安定だったことが指摘できる。しかしドイツの場合、それらの理由に加え、経済的危機にある国内の労働市場を保護しなければならないという関心も大きく働いていたようである（Broecker 1930: 20）。いずれにせよ、旅券を用いることで国家は外国人と国民とを区別することができ、流入する外国人を管理することが容易になった。外国人に対しては、国外退去を命令することが可能だった。国民とは異なり、外国人には国内における滞在する権利が認められていなかったからである（Oltmer 2005: 40-41）。

(2) 領土喪失に伴う国籍変更の処理

第一次大戦の敗北により、ドイツは多くの領土を失った。戦後結ばれたヴェルサイユ条約において、ドイツは海外植民地を全て失うと共に、ポーランド、フランス、デンマーク、ベルギー、チェコスロヴァキアなどに領土を割譲することとなった。それとともに、国籍の変更に関する処理も行われた。戦争前の1910年の国勢調査のデータに基づくと、ドイツが外国に割譲した領土に住んでいた住民の数は、ドイツ総人口の約9%にあたる約650万人であり、ほぼ同程度の規模の住民が戦後のヴェルサイユ条約による国籍変更の影響を受けたと考えてよいだろう。また、その650万人のうち約350万人が「ドイツ語のみを話す」と答え、ポーゼン、西プロイセン、シュレージエンを中心に約230万人が「ポーランドのみを話す」と答えていた⁷。

ヴェルサイユ条約における国籍変更の処理の一般的な原則は、割譲された領土の住民はドイツ国籍を喪失して割譲先の国家の国籍を取得するが、ヴェルサイユ条約発効後2年間にドイツ国籍を選択することができるというものだった⁸。しかし、フランスに割譲されたエルザス＝ロートリンゲン（アルザス＝ロレーヌ）だけは例外だった。アルザス＝ロレーヌでは、1871年のドイツへの併合という「不正」を正し、それ以前の状態に戻すと言う方針がとられた。そのため1871年にアルザスとロレーヌがドイツに併合された際、フランス国籍を失った者とその子孫は自動的にフランス国籍を回復することとなり、彼らにドイツ国籍の選択権は認められなかった（もし彼がドイツ国籍を望むのであれば、あらためてドイツの州政府に通常の帰化を申請しなければならなかった）。また、1871年以後に移住したドイツ人に対してフランス国籍の選択権は与えられなかった（フランス国籍を望む場合は、他の外国人同様、あらためてフランス政府に帰化申請をする必要があった）。さらに、母親が1871年にフランス国籍を失ったフランス人でも、父親がドイツ人の場合にはフランス国籍は付与されなかった。このようにアルザス＝ロレーヌでは、1871年以前のフランス人とドイツ人の区分を可能な限り復元することが目指されたわけである。ただし、1870年以前からアルザス＝ロレーヌに住んでいたドイツ人（ドイツ国籍保持者）とその子孫に関しては、フランス国籍を請求する権利が認められた。

国籍変更の影響を受けた最大の集団は、ポーランドに割譲された地域に住む人々である。オーバーシュレージエンと東プロイセンの一部では、領土の帰属をめぐる住民投票も行われた。ポーランドに割譲された領土の住民は、1908年までに同地に居住していた場合、ドイツ国籍を失いポーランド国籍を取得することとされ、それ以後移住した者に関しては、ポーランド政府の許可があった場合のみ、ポーランド国籍が取得できるとされた。その一方で、一般的な原則通り、条約によって自動的にポーランド国籍を付与された者には、条約発効後2年以内でのドイツ国籍の選択権が認められていた。また、ポーランドに割譲された地域以外のドイツ帝国内に住んでいた「ポーランドのナショナリティ」を持つ者（つまり帝政期のポーランド人民族マイノリティ）には、ポーランド国籍の選択権が認められた。このようにポーランドとドイツの間では、可能な限り当人の選択に基づいて国籍の決定がなされていた。これは「エスニック」な帰属とは必ずしも一致したものではなかった。というのは、ポーランドに割譲された旧ドイツ領において、経済的な理由などから

(例えば、地主がポーランドで土地の所有を維持するため)「民族的」なドイツ人がポーランド国籍を選択する場合が少なくなかったからである。後で述べるように、ヴァイマル政府もそれを奨励していた。彼らは、ポーランド国籍を持つドイツ人民族マイノリティとしてポーランド国内に住むことになった。

その一方で、ドイツ国籍を選択した者がドイツ国内に移住すべきなのかどうなのかについては、ドイツ政府とポーランド政府の間で見解の対立があった。ポーランド国内の「ドイツ民族性」の実態を可能な限り保持することに関心を持っていたドイツ政府は、ドイツ国籍のドイツ人がそのままポーランドに居住することを認めるよう求めていたが、国内の「脱ドイツ化」＝ポーランド化を進めたいポーランド政府はそれに反対した。1923年のヴィーン協定では、ポーランド政府がドイツ国籍を選択したドイツ人を国外追放できる権利が認められたことが決まったことで、ポーランド側の要求が通ったように見えたが、その2年後にはロカルノ条約の交渉の過程で、ポーランド政府はその権利の行使を停止せざるを得なくなった。その結果、ドイツ国籍選択者はポーランドにとどまることができるようになった。じっさい、ポーランド政府によって国外退去を強制されたドイツ国籍選択者の数は、それほど多かったわけではないようである (Jaworski und Wojciechowski 1997: 7-8)。

このように国籍や居住地とエスニック(「民族的」)な帰属は必ずしも一致はしなかった。この時代、この不一致、特にポーランド国内のドイツ民族マイノリティの問題はドイツとポーランドとの間での紛争の争点となった。その背景には、エスニックなドイツ民族概念が、既存のドイツ国家とは区別された集合的実体として認識されることがある。それについて、次に論じてみよう。

2 「ドイツ民族」概念の実体化

(1) ネーション概念の「エスニック化」

本論文で扱う第一次世界大戦からヴァイマル共和政期にかけて、「ドイツ国民」を法的に規定する国籍法に修正が加えられなかったことはすでに述べた。しかしこの時代、ドイツのネーション概念の理解のされ方は大きく変化した。「ドイツ民族 (deutsches Volk)」という語によって、ドイツ国家に帰属するドイツ人だけでなく、国境を超えて広がるドイツ語話者全般を同一の文化や血統を共有する民族的な同胞として捉える、エスノ文化的な意味でのネーション概念が広く用いられるようになったのである。歴史学者オットー・ダン¹はドイツのナショナリズムを通史的に論じた著作のなかで、この時代のドイツのネーション概念の特徴について、以下のように述べる。

ヴァイマル共和国におけるナショナルな思考はつねに民族ネーション的 (volksnational) ないし民族ドイツ的 (volksdeutsch) な思考だった。民族ネーション的思考とは、ネーションを第一にエスニックな統一体であり、エスニックな共同体への帰属を政治共同体形成の基盤とみなすことを特徴としている (Dann 1994: 264)。

もちろん、このようなエスノ文化的ネーション概念は、ナポレオン時代以来のドイツのナショナリズムに深く内在するものであったが、その影響力はロマン主義的な思想運動にほぼ限られていた。帝政期には、プロイセン東部でポーランド人やユダヤ人の移民の流入に対抗する運動や政策において「ドイツ民族の保護」という表現がしばしば用いられた（Hagen 1980: 180-194）。だが、そこでの「ドイツ民族」の概念は、ドイツ人とポーランド人やユダヤ人のエスノ文化的な差異を顕現化するものではあっても、国家を超えた「エスニックな統一体」としてのネーションを明確に意味するまでには至っておらず⁹⁾、またそのような意味において政治や政策にそれほどの影響を与えていたわけではなかった。しかしヴァイマル期には、法的にはドイツの国家に帰属しない在外民族ドイツ人に対する援助や保護や彼らの集合的組織化など、「民族政治」という名で呼ばれる運動や政策の展開を通じて、エスノ文化的なネーション概念が、より具体性のある人間集団を指し示すものとしての実体性を持つようになったのである。

このようなネーション概念の「エスニック化」は、第一次大戦以後欧州大陸全域で見られる変化であった。それを促した要因として、未曾有の総力戦としてたたかわれた第一次大戦が、戦争を単なる国家と国家の争いではなく、「人民」と「人民」の争いへと転化したため、その「人民」のエスノ文化的な同質性や異質性が強く意識されるようになったこと、また、戦後に中東欧の大帝国が解体し、エスノ文化的な「民族」の自決権に基づく国際秩序が模索されたことなどをあげることができる。だがドイツの場合、それに加えてドイツ特有の状況があった。それは、ドイツの領土喪失によって在外ドイツ人の数が増加したこと、また中東欧に多数のドイツ人マイノリティが発生したことにより、国外の「民族ドイツ人（Volksdeutsche）」をめぐる「民族政治」が、ヴァイマル共和国の重要な政治課題の一つとみなされるようになったことである。

本章では、ドイツ国外に住み、ドイツ国籍を持たない「民族ドイツ人」がいかなる理由で政治や政策の対象として問題にされるようになったのかを明らかにしつつ、第一次大戦期からヴァイマル共和国にかけての「ドイツ民族」概念の実体化について考察してみたい。

（２）ヴァイマル期の「在外ドイツ人」と「ドイツ民族」

第一次大戦を契機としたドイツ人概念の変容について、当時の法学者ルドルフ・フォン・ブレッカーは1930年に出版された本の中で次のように述べている。

ヨーロッパのドイツ語、ドイツ文化の共通性の意識は、何十万人ものドイツ人の生々しい戦争経験によって強く呼び戻され、促進された。東方においてドイツ人たちは、自分たちの目と耳で、ようやく見て、聞いたのだ。東ヨーロッパのあらゆるところにドイツ人が居住していることを。それ以前、平均的ドイツ人はオーストリア以外のヨーロッパにおけるドイツ人について何を知っていただろうか？ 教養のある人たちにとっては、バルト海沿岸のドイツ人がせいぜいのところだろう。ポーランド立憲王国 [=ロシア帝国に属していたポーランド人の地域] や

ヴォルギーニ [=ウクライナの一部] のドイツ人, バナート [=ルーマニア, ユーゴスラヴィアの一部] のシュヴァーベン人, ジーベンビュルガー・ザクセン人 [ルーマニアの一部], ヴォルガ・ドイツ人, その他東欧各地に散在しているドイツ人については一般に知られていなかった (Broecker 1930: 13)。

戦争を機に東欧に住む在外民族ドイツ人の存在が発見されたというこうした語りは、ヴァイマル期に広くみられるものである。「戦争経験」というここに引用したブレッカーの文章の最初の文に出てくる概念をより細かく分節化するなら、それは戦時中のドイツの東方侵攻、ロシア革命の勃発とロシア帝国の解体、ドイツの敗北と領土喪失、オーストリア＝ハンガリー帝国（ハプスブルク帝国）の敗北と解体、その後の新興国民国家の成立という一連の出来事から成りたっている。これら一連の「戦争経験」を契機にして東欧に広がる「在外ドイツ人」についてドイツ国内で広く知られるようになり、「民族ドイツ人」という言葉で語られるようになる。「在外ドイツ人」という言葉は帝政期にも広く用いられていたが、それは主に海外、特にアメリカやアフリカ、アジアに移住した元ドイツ帝国籍保持者とその子供たちことを指すものだった。それに対し、ハプスブルク帝国やロシア帝国内が支配する中東欧に住み、かつて一度もドイツ帝国籍を持ったことのないドイツ語話者（エスノ文化的な意味でのドイツ人）の存在はそれほど知られていなかった。「在外ドイツ民族協会」や「全ドイツ協会」などの急進ナショナリスト団体は、すでに帝政期において中東欧に住む在外ドイツ人の「民族性（Volkstum）」の保持の必要性を問題提起してはいたものの、一般の世論や政治においてその問題はほとんど関心を払われていなかった。

しかし、第一次大戦以後、そのような状況は大きく変化することになる。それはまず、第一次大戦中のドイツの東方侵攻によって、また戦後の中東欧の大規模な領土変更によるドイツ人マイノリティの発生によって、さらには東方からのドイツ人の難民・移民の流入によって促されるようになる。以下、その過程を概説してみる。

（３）ドイツの東方侵攻とロシアドイツ人

まずは、第一次大戦期におけるロシア領に住むドイツ人の「発見」である。ドイツ軍は1914年夏の戦争開始直後からロシア領への侵攻を開始し、バルト地方やロシア領のポーランド、さらにウクライナから黒海に至る地域にまで深く攻め入った。そこにはラトヴィア人、リトアニア人、ポーランド人、ウクライナ人、ユダヤ人など様々な民族が混在していたが、ドイツ人もその中に一つに含まれていた。ロシア帝国期の国勢調査によれば、ロシア帝国内には約180万人のドイツ人が存在していたことが確認されている。バルト海沿岸、ロシア領ポーランド、ウクライナ北西部のヴォルギーニ、黒海に近いベッサラヴィアの他、さらに東方のボルガ川沿岸にもまとまった数のドイツ人が集住している地域があった。これらロシア領に住むドイツ人の存在は、戦時中の新聞や雑誌を通じてドイツ国内でも報じられ、知られるようになった (Sammartino 2010: 28)。

ロシア帝国のドイツ人（ロシアドイツ人）には、移住した当時から特権が認められており、また

彼ら自身もロシア皇帝への忠誠心も持っていた。しかしそのようなドイツ人のロシア帝国内の地位も、19世紀後半のロシア帝国のロシア化政策によって次第に脅かされるようになっていた。第一次大戦が始まると、多くのロシアドイツ人はロシア帝国の一員として参戦したが、同時にロシア国内ではドイツ人に対する迫害や抑圧（ドイツ語の使用を認めないなど）が高まった。そのため、ロシアから脱出しようとする者も少なくなかった。

ドイツ国内では、そのようなロシアドイツ人への援助と保護を、東方への領土拡大という戦争目的と結びつける主張が現れた。特に戦争遂行派がその主張を積極的に行った。1916年4月には、宰相のベートマン＝ホルヴェークも「ドイツはロシアドイツ人の守護者でなければならない」と述べるほどであった（Sammartino 2010: 34）。さらにドイツの政府内では、東プロイセンに隣接するバルト海沿岸のドイツの占領地域（「オーバーオスト」と呼ばれた）にロシアドイツ人を集団的に移住させる計画がたてられた。また、その後1918年2月に、ドイツがロシア革命後のソ連との間に結んだブレスト＝リトフスク条約により、ドイツ領の東方への拡大が決まると、ドイツ領内へのロシアドイツ人の「帰還者（Rückwanderer）」の受け入れを行うため、その役目を担う「帝国移民局（Reichswanderungsstelle）」が設けられた。宰相のゲオルク・フォン・ヘルトリックも、ロシアドイツ人が「言語、態度、習慣においてドイツ人であり続けている」というエスノ文化的な理由から、彼らのドイツへの受け入れを支持していた。

このように、東方の在外ドイツ人との「民族的」な連帯は、まずドイツ軍が侵攻した地域のロシアドイツ人に向けられた。ドイツ政府は彼らをドイツ国内および占領地域に大量に移住させる計画を立てた。だが、政府内には無制限なロシアドイツ人の受け入れに反対する意見も強かった。社会経済的に受け入れる余地が少ないというのがその理由である。また、彼らに対する包括的なドイツ国籍付与が計画されていたわけでもない。兵士として参戦できる若者とその家族にのみ国籍を与えんとする政府内の妥協案も、結局は実施されなかった。そこでは、「民族的」な連帯への関心より、国内の社会・経済的影響への懸念や、軍事的有益性を優先する別の関心が優越していたわけである（Sammartino 2010: 42-43）。

（4）ヴァイマル共和国と在外ドイツ人と「民族政治」

第一次世界大戦後のドイツの領土喪失とハプスブルク帝国の解体、ロシア革命と敗戦によるロシア帝国の消滅に伴う中東欧の大規模な国境線の変更により、ドイツ国外に大量のドイツ人マイノリティを発生させた。ドイツ帝国やハプスブルク帝国のオーストリア部分では450万人から500万人のドイツ人（ドイツ語話者）が「支配民族」としての地位を失い、ポーランド、チェコスロヴァキアなどの新興国民国家における民族マイノリティの地位に転落した。また、ハプスブルク帝国のハンガリー領内で安定的な地位を得ていた約200万人のドイツ人もまた、戦後はハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィアにおける民族マイノリティとなった。こうして第一次大戦後には、合計で約650万のドイツ人民族マイノリティが生まれた。それは欧州大陸最大の民族マイノリティ集団だった（Brubaker 1996: 118, 160）。

そのようななか、ヴァイマル共和政下のドイツでは、中東欧に広がる在外ドイツ人マイノリティを支援し、保護することが一つの重要な対外的な政治的課題とみなされるようになった。東欧の在外ドイツ人の窮状を広く知らせ、また現地での彼らの学校、新聞、教会などを保護・支援する活動に従事する多くの民間団体が生まれた。その中でも最大の団体は、戦前から在外ドイツ人支援の活動を行ってきた「在外ドイツ人協会」であり、戦前には1万人程度であったその構成員の数は戦後200万人に増えた。また、戦後新たに結成された民族政治団体の連合体「ドイツ保護同盟」や、ポーランドのドイツ人の利益を代表する「ドイツ東方同盟」があった。さらには、在外ドイツ人に関する一般向けの読み物（政治的なメッセージを含む）も多数出版される一方で、東欧のドイツ人の植民やドイツ文化の波及の歴史を研究する人文・社会科学分野での学術研究（「東方研究」と呼ばれる）も行われるようになった（Brubaker 1996: 117-131; Sammartino 2010: 99-100; Chu 2012: 33-49）。

外国から「修正主義」の謗りを受けてしまうため、ヴァイマル政府が在外ドイツ人を公然とし支援・保護する政策をとることはできなかった。だが、帝国外務省や内務省、プロイセン政府が中心となって、民間の団体を通じて非公式・半公式に多額の資金援助が行われた。ポーランドの旧ドイツ領のドイツ人に対する援助がその中心だった。例えば学校の建設、劇場や合唱団、教会や慈善団体、労働組合などへの援助、失業手当への補助、農民や企業経営者に対する低利融資などが行われた。そのような援助に関わった非公式・半公式の団体の一つに「ドイツ基金（Deutsche Stiftung）」がある。例えば1926年には、ドイツ基金を通じて3千万ライヒスマルクの援助が予定され、そのうち2150万ライヒスマルクがポーランドのドイツ人マイノリティに割り当てられている（Brubaker 1996: 123-131; Chu 2012: 49-61）。

在外ドイツ人のほとんどはドイツ国籍を持たなかったが、これら外国籍の在外民族ドイツ人に対する支援・保護の活動を「民族政治」と呼ぶ。そこでは民族同胞に対する人道主義的な動機も働いていたが、同時に国境を越えた民族的連帯を強めることによって、世界大戦で失ったドイツの大国として地位を回復したいという政治的な動機も働いていた。特にヴァイマル政府にとって、ポーランドに割譲した領土を回復することは重要な（しかし公然とは表明できない）政治課題であった。

「民族政治」にはまた、戦後の平和条約の枠組みの中で規定された「少数民族保護」の規範が利用できた。ヴェルサイユ条約と共に結ばれたマイノリティ条約において、中東欧の新生国家における民族マイノリティの文化、言語、宗教などの権利が保障され、それに対する侵害に対しては国際連盟への陳情が認められていた。ヨーロッパにおいて最大の民族マイノリティ集団であった各地のドイツ人マイノリティの団体は、この枠組みを用いて度々陳情を行ったほか、ヨーロッパ全域のドイツ人マイノリティ集団を集めた「欧州民族団体協会」を設立し、協力して民族マイノリティの権利を守る活動も行われた。ヴァイマル共和国でもシュトレゼマン外相が、ドイツが国際連盟に加盟し、国際連盟によって保障されているドイツ人マイノリティの権利の保護を訴え、戦争で失った領土の回復に向けた国際社会の世論作りを行おうとした（Brubaker 1996: 128-130; Chu 2012: 51-53）。

「民族政治」のもう一つのテーマとして、ハプスブルク帝国解体後に残ったオーストリアとの

「合併 (Anschluss)」問題があった。戦後のオーストリアにおいてドイツ人 (ドイツ語話者) は民族的に圧倒的なマジョリティだったが、ヴァイマル共和国のドイツにとっては、彼らもまた国外に取り残された「民族ドイツ人」であり、「在外ドイツ人」であった。終戦直後、オーストリアの暫定議会はドイツ帝国との併合を決議し、ヴァイマル共和国の議会もほぼ全会派の一致でそれを支持した。第一次大戦後に国際規範とされた「民族自決」の原則に忠実に従うならば、ドイツ人国家間のこの「合併」は認められて然るべきものだった。しかし、戦勝国 (特にフランス) の反対でそれが阻止されてしまったのである。だが、ドイツとオーストリア両国において、「合併」は党派の違いを超えて広く支持され、戦勝国によるその阻止を不当なものともみなす認識が共有されていた (Hochman 2016)。ドイツのヴァイマル憲法でも、その61条において「ドイツ・オーストリア (Deutschösterreich) はドイツ帝国との合併後、その人口に応じた票数を持って帝国参議院に参加する権利を有する」と書かれていて、この憲法もまたオーストリアとの「合併」を想定していたことがわかる。「自由意志と自己決定権」に基づくならば、「合併」は正当な要求とみなされるからである (Silagi 1999: 103)。しかし、ドイツ政府がその実現を他国に働きかけることはできず、「合併」は (ヴァイマル共和政期においては) 理念のままにとどまった。

このような在外ドイツ民族に対する一連の「民族政治」の実践において、ドイツの「民族」は国家を越えたエスノ文化的な共同体としてとらえられていた。彼らに対する保護や支援は、そのように理解された「ドイツ民族」のためであるということで正当化され、また動機づけられていた。第一次大戦後のドイツにおいて、ヴェルサイユ条約によって画定されたヴァイマル共和国の国境を大多数のドイツ国民は不当なものであるとみなしていた。それに対し、既存の国境を越え、文化と血統で結びついたエスノ文化的なドイツ民族概念は、国家によって規定された国民概念よりもはるかに正当性の高いものとみなされることが多かった (Brubaker 1996: 117-118; 佐藤 2007: 23-25)。こうしてヴァイマル時代のネーション概念は、在外ドイツ人問題を通じて強く「エスニック化」されていくのである。

(5) 在外ドイツ人の移民・難民

戦争と戦後の大規模な国境線の変更は、大量の移住者を発生させた。ドイツにも東方から大量の難民・移民が流入した。そこで「ドイツ民族」の概念は、ドイツが難民・移民を受け入れる際の基準としての役割を果たすようになった。ドイツの行政は主として、国籍ではなく「民族性」を受け入れの基準としたのである。

特に移住者が多かったのは、ポーランドに割譲されたドイツ領 (プロイセン領) からであった。ドイツの敗戦が明らかになった1918年以後移住者が急増し、1922年10月末までに約780万人のドイツ人がドイツ帝国の領域内に移住している (Oltmer 2016: 463)。それは戦前に同地域に住んでいたドイツ人住民の3分の2近くにもなる。ドイツでは帝国政府やプロイセン政府とともに、ドイツ赤十字がドイツ人移民・難民の受け入れの業務を担った。アンヌマリー・サマルティーノの研究によれば、その際の受け入れの基準は、ドイツ帝国籍を持つか否かではなく当人の「民族性」であ

った。ヴェルサイユ条約、およびそれと一緒に締結された国際連盟とポーランドのマイノリティ条約では、旧ドイツ国籍保持者にドイツ国籍の選択権を与えていたが、これらの条約が発効したのは1920年1月であり、それまでの間、旧ドイツ領の住民の国籍は不確定だった。また、条約では国籍選択に関する詳細な規定がなかったため、ポーランドに割譲された地域からの移住者がどちらの国籍を選択したのかを判別することは困難だったのである。「このことは旧プロイセン領の住民を不明瞭な状況に置いた。役人たちは、彼らの国籍がはっきりせずに混乱した。その結果、役人にとって国籍は、誰が受け入れられ、援助される資格があるのかを決定する際の指針とはなり得なかったのである」とサマルティーノは述べている（Sammartino 2010: 105）。

支援に従事したドイツ赤十字も通常、移民・難民に対しかつての（あるいは新しい）国籍について尋ねるのではなく、「種族への帰属性（Stammeszugehörigkeit）」を尋ねた。そのため、旧ドイツ国籍のポーランド人は受け入れと援助から除外されることになる。それについて帝国外務省は、「ポーランド人種の旧ドイツ国民もドイツ国籍を選択できるが、ドイツ国籍の選択はドイツ帝国ないしプロイセンからの援助を受ける権利を付与するものではない」と説明している（Sammartino 2010: 106）。そのような民族性・種族性を基準にした受け入れは、1922年に国籍選択の期限が来て、ポーランドの在外ドイツ人の国籍が確定した後も続けられた

同様の民族性を基準とした移民・難民の受け入れは、ロシアドイツ人に関してもなされた。戦争中ドイツ政府は、ロシアドイツ人のドイツ帝国内への移住を奨励したことはすでに触れた。しかしドイツの敗戦後、ロシアでの内戦が激化したため、難民としてドイツに流入するドイツ人が増えた。戦争中に移住を奨励していたこともあり、ドイツ政府、プロイセン政府は彼らを拒否することはできず、ポーランドからのドイツ人同様、国内に受け入れた。彼らはドイツ国籍を持っていなかったが、政府は彼らが「文化的、民族的な意味でドイツ人」であることを強調した。ロシアからの「ドイツ種族者」の移民は、戦争中の1917年から1922年までの間に12万人に達した（ただし、その多くはドイツにとどまらず、その後アメリカへ移住した）（Oltmer 2016: 492）。

しかしながら、ドイツ政府やプロイセン政府は「種族への帰属性」によって判別された「民族的同胞」であるドイツ人の移民や難民を、必ずしも積極的に受け入れたわけではなかった。政府内でもそれに慎重な意見が多かった。それにはいくつかの理由がある。第一は、国内の住宅事情や労働市場を守るという喫緊の問題である。すでに国内の住民の間でさえ住宅が不足し、失業者が増加しているなか、たとえ「同じドイツ人」であっても彼らを新たに受け入れることには抵抗があった。第二は、ドイツ人移民・難民に対する経済的援助の費用が嵩むという問題である。

さらに第三の理由として「民族政治」的な観点からの受け入れ反対論があった。というのは、在外ドイツ人がドイツに移住すれば、そのぶん在外ドイツ人の人口は減少してしまうからである。それは国外における「ドイツ民族性」を弱体化し、結果としてドイツの国際政治状況のプレゼンスを低下させてしまう。特にポーランドに割譲された地域に関しては、そこが「脱ドイツ化」（すなわち「ポーランド化」）されれば、失った領土に対して回復要求をすることの正当性が弱まってしまう。ヴェルサイユ条約でドイツが置かれた屈辱的な地位の修正は、ヴァイマル共和国の最大の外交上の

課題だったから、旧ドイツ帝国領の「脱ドイツ化」は可能な限り阻止しなければならない事態であった。そのためドイツ政府とプロイセン政府は、すでにドイツ国内に流入したドイツ人移民・難民の受け入れと支援を行う一方で、彼らが自分たちの故郷に留まることを奨励していた。1920年の難民支援のためのガイドラインにおいては、彼らの支援が例外的な施策であり、「平和条約に基づいて割譲された領土の全てのドイツ人にとって、それまでの故郷に留まることは義務に値する」と述べられていた（Oltmer 2016: 471）。

とはいえ、ドイツ政府とプロイセン政府にとって、ドイツ人移民の流入を阻止することは現実的にはほぼ不可能だった。そこで政府がとった方法は、在外ドイツ人社会を財政的に支援し、そこでの生活基盤を強化するというものだった。それが先に論じた、「民族政治」と呼ばれた非公式・半公式的な財政的援助だったのである。

外国籍の民族ドイツ人移住者に対する国籍政策もまた制限的だった。たしかに、「ドイツ種族」の外国人の帰化は、「異種族」の外国人に比べて優遇はされていた（これについては次章で検討する）。しかし、「ドイツ種族」の移住者の帰化も「異種族」の外国人同様、通常の裁量帰化の方法（国籍法 8, 9 条）で行われ、その点で特に優遇的な制度は設けられてはいないし、優遇的な規定を設けようとする改定案が議会で提起されていたわけでもない。しかも 1925 年以降、帰化の条件も次第に厳しくなっていった。後述するように、これは第二次大戦後のドイツ連邦共和国が、被追放者やアウスジードラーに対して「民族帰属」を根拠として入国と同時に国籍を付与したのとは対照的である。

3 帰化政策におけるエスニックな基準

（1）ヴァイマル期の帰化政策

前章ではヴァイマル期におけるネーション概念の「エスニック化」についてやや詳しく論じてきたが、このようなネーション概念の変化は国籍政策とどのように連動しているのだろうか。そこでまず注目したいのは、1921年に帝国内務省によって作成された帰化ガイドラインである。連邦制をとるドイツ帝国において、帰化政策は各邦（ヴァイマル期には「州」と呼ばれる）の権限で行われているが、^{ライヒ}帝国全体での全国共通のガイドラインが作成されたのはこれが初めてであった¹⁰。だが、このガイドラインで特に重要なのは、帰化の基準に「種族（Stamm）」というエスニックな概念が用いられていたことである。すなわち、このガイドラインにおいては、「ドイツ種族（deutschstämmig）」の外国人に比べ、「異種族（fremdstämmig）」の外国人（特に東欧のスラブ系、ユダヤ系を指す「異種族の東方外国人」）に対して、より厳しい基準が設定されていたのである（Oltmer 2005: 47-49）。

帝政期にも帰化政策にエスニックな観点はすでに用いられていた。特に 1890 年代以後のプロイセンではロシア国籍、オーストリア国籍のポーランド人やユダヤ人に対して排他的・制限的な帰化政策がとられた。それは、東方からのポーランド人やユダヤ人の移民の増加と、先住ドイツ人のド

イツ西部への移住の増加によってプロイセン東部の「ドイツ民族性」が弱体化することに対する危機感から来るものであった。1904年にはプロイセン内務省が帰化のガイドラインを作成し、ポーランド人とユダヤ人の第一世代（外国生まれの者）の帰化は原則認めないという方針を各県に対して通達した。しかし、それはあくまでプロイセン政府の帰化政策に過ぎなかった。プロイセン政府はこの帰化ガイドラインを他の諸邦の政府にも送付し、プロイセンの基準を採用するように圧力をかけたが、他邦がそれに従ったわけではなかった。特にバイルン、バーデン、ヴュルテンベルクなどの南部の諸邦では、プロイセン流の「防衛的」な帰化政策に対しては消極的であった。また、プロイセンのガイドラインにおいても、ポーランド人やユダヤ人といった「疑わしい」とされる特定の集団を対象とした制限政策がとられたにとどまり、ヴァイマル期のように「種族」などの一般的概念によって帰化の基準が定められていたわけではなかった（Gosewinkel 2001: 263-277; Nathans 2004: 139-1521; Trevisiol 2006: 148-158）。

（２）帝国共通の帰化ガイドライン

では、1921年の帝国共通のガイドラインはいかなる経緯で作成され、どのような効力をもったのか。まずその前提として、1913年の国籍法 9 条において定められた、帰化をめぐる諸邦間の意見の相違を調整する仕組みについてふれておかなければならない。すでに述べたように、ドイツ帝国では帰化を認める権限は各邦にあった¹¹。しかし、ある邦で帰化が認められれば、その人物は帝国内を自由に移動し、居住できるようになる。そのため、ある邦で許可された帰化に対し、別の邦が異議を唱えるという場合が少なくなかった。そのような意見の対立に対処する方法が、国籍法 9 条によって規定されたのである。そこには次のように書かれている。

ある邦における帰化は、他の邦がそれに対して異議を唱えていないことを帝国宰相によって確認された後に初めて成立する。ある邦が異議を唱えた場合には、連邦参議院（Bundesrat）がそれを決定する。その異議は、申請者の帰化が帝国ないし邦国の福祉を危険に晒す恐れがあることを正当化する事実よってのみ裏付けることができる。

各邦（州）の政府は毎月許可した帰化申請のリストを他邦（州）に送付し、同意を求めた。もし異議が唱えられた場合、連邦参議院で審議され、多数決によって帰化の許可／不許可が決定されたのである¹²。

しかし、帰化をめぐる意見の対立は絶えなかった。ヴァイマル期に帝国共通の帰化ガイドラインが設けられたのもそれがきっかけとなっている。1919年 5 月、講和会議でのドイツの扱いが明らかになり、また東方から大量の移民・難民の流入が続き、帰化申請が増加するなか、戦後社会民主党が政権を担うことになったプロイセンで内務大臣を務めたヴォルフガンク・ハイネは、彼らの帰化について、ポーランドに割譲された領土から来る旧ドイツ国民を例外なく「再帰化」させること、それ以外の外国人については「ドイツ国家と内面的に確固たる繋がりを持つ」場合に帰化を認める

ことを述べていた。後者の外国人のなかには、ドイツ軍に従軍したポーランド人や東方ユダヤ人も含まれることが意味されていた（Gosewinkel 2001: 353）。

この方針は、戦前プロイセンの排外的な帰化政策からの脱却を意味していた。しかしながらそのようなプロイセン政府の「リベラル化」に対し、バイエルン政府が反発した。ポーランド人やユダヤ人といった「異種族」の人間の帰化を認めることは、「過剰異質化（Überfremdung）」につながるという反論である。戦前は排他的な反ポーランド人・反ユダヤ人政策をとったプロイセンに対して、バイエルンは相対的にリベラルな立場を示すことが多かったが、ヴァイマル共和世紀はその関係が逆転した。ドイツ帝国内で比較リベラルなスタンスをとったのが社会民主党が政権をとったプロイセンやザクセンであり、それに対して右派政党が主導するバイエルンやヴェルテンベルクは常に保守的な立場をとった。

この対立を調停するため、帝国内務省はプロイセンとバイエルンを含む四つの大きな州の代表を集め、共通のガイドラインに向けた審議を行った。1920年9月にはその審議が一応の合意に達し、翌1921年6月にガイドラインが公表された（Gosewinkel 2001: 354）。このガイドラインに法的な拘束力はなく、その後も州の間の帰化政策の対立は続いたが、ドイツ帝国全体での帰化に関する共通の基準が設けられたのはこれが最初だった。そこには、この時代の帰化に関する最大公約数的な考え方が示されていると思われるので、ここで少し詳しくこのガイドラインの内容を見ておきたい¹³。

ガイドラインはまず、「帝国と州の人口政策的関心は、国家市民的、文化的、経済的な観点から価値ある人口増加（einen wertvollen Bevölkerungszuwachs）を意味する人間だけを帝国籍および国家籍者として受け入れる」という文章から始まる。「人口政策的関心」から「価値ある人口増加」に値する人間のみを帰化させるという基本理念が示されている。さらにガイドラインは以下のように続く。

障害となる者を遠ざけ、継続的に民族共同体に受け入れるこのできる者（Volksgemeinschaft Aufzunehmende）を慎重に選抜することは、復興の時代においてとりわけ必須である。慎重な選抜は、帝国の現状において人口を増やすことへの関心がないため、より容易に実行できる。住宅、生活物資、労働機会が不足していることに配慮し、苦境を増大させる強力な異種族移民（fremdstämmige Einwanderer）の流入を阻止するため、帰化の条件を厳格に審査することが全般的に必要な（下線は引用者による強調）。

第一次大戦後の混乱期にあって住宅や食糧が不足し、失業者が増えるなか、防衛的・制限的な帰化政策を採用するという方針が示されているが、そこで特に問題視されているのが「異種族移民」だった。「異種族」の移民を極力制限しつつ、帰化を「民族共同体に受け入れるこのできる者」に限定しようというエスニックな基準に基づく方針がここでとられている。

さらにガイドラインでは、より具体的な条件として「国家市民的（staatsbürgerlich）」、「文化的」、

「経済的」という三つの帰化の条件を記述している。

まず「国家市民的」な条件とは「帝国、州、ゲマインデに対する義務」を忠実に履行することが期待できるかどうかであり、「国家市民的共通感情、ドイツの政治的利益との連帯感情を推し量ることのできる特別な状況」が確認されなければならないとされている。一見するとこれは、「国家市民的」という語が示すように、国家に対する政治的な帰属感情を問う「シヴィック」な基準であると解釈できそうであるが、具体的な内容をみると必ずしもそうではない。ここでは、旧帝国帰属者だけでなく帝国籍を持ったことのない「ドイツ種族の外国人」（つまり民族ドイツ人）に対して、他の外国人とは異なった扱いがされている。「外国でドイツの信条を守り、ドイツの特徴を保持」してきた民族ドイツ人に対しては、旧帝国帰属者に対してと同様に帰化を認めることができるとされているのである。それに対し、「異種族」の外国人に関しては、そのドイツ国内での行動から、「ドイツの本質について、帝国、州、ゲマインデに対する公法的義務についての十分な理解」があるかどうか個別に審査されるとされた。その際、ドイツ国内での出生、ドイツの教育制度の下での成長、ドイツ人が母親であること、ドイツ人女性と結婚して長期間ドイツに定住していることなどが帰化を認めることのできる根拠として挙げられているが、「異種族の外国人」に関する一般的方針として、少なくとも10年間のドイツ国内で定住を条件とすることが推奨されているのである。

「文化的」な条件においては、エスノ文化的基準が一層明瞭に表現されている。まず「ドイツと同等の価値を持っていない、あるいは完全に異質な文化的出自を持つ成員」からなる国家からの帰化申請に対しては「慎重さ（Zurückhaltung）」が求められていた。さらに「本質的に異質（wesensfremd）であり、ドイツの特性の維持に障害となる要素のドイツ文化への漸次的浸透を防止」するため、「東方諸国の帰属者」には特に注意を要するとされていた。ここで「東方諸国の帰属者」と呼ばれているのはロシアやポーランドからのスラブ系・ユダヤ系の移民であり、彼らに対してはとりわけ制限的な方針がとられている。

三つ目の「経済的」条件としては、まず、公的給付を受けることなく自分および自分の家族の生活を支えられるだけの生業をもっていることがあげられている。これは19世紀以来のドイツ諸邦での帰化の基準と大きな違いはないが、それに加え、当人個人の利益に資するだけで「ドイツの経済生活にとって不利」となるような帰化は認められなと明記されている点が注目される。「国民経済の保護」は、ヴァイマル時代の帰化政策や移民政策の大きな関心の一つとされたのである。

帝国内務省における帰化ガイドライン作成の審議においては、「異種族」の外国人、特に「異種族の東方外国人（fremdstämmige Ostausländer）」の扱いが争点となった。1920年9月に作成された審議の記録では、東欧諸国出身の「異種族」の人々に対して帰化を「基本的に拒否」する案や、第一世代の帰化を拒否する案などが出されている。また、バイエルン政府は一般の「異種族」外国人と「異種族の東方外国人」を区別する提案も行ったが、プロイセンの反対で実現しなかった¹⁴。結果としてガイドラインに採用された、「異種族の外国人」全般に10年間の滞在期間を求めるという方針は、当時の審議のなかでは比較的リベラルなものだったといえる。とはいえ、「異種族の外国人」には「長期間ドイツ国内に滞在し、ドイツの固有性とドイツの文化共同体に適応する意思と能

力を示す」ことが求められていた。

それに対し、「ドイツ種族」の外国人には特に必要な滞在年数は求められていなかった。ガイドラインには「ドイツ種族の外国人においては、異種族の外国人よりも必要な安全性が満たされていると判断できる」と述べられていて、エスニックな観点から「ドイツ種族」の外国人は優遇されていたことは明らかである。とはいえ、彼らの帰化も「異種族」の外国人同様、国籍法8条に基づき州政府の裁量によって決定されている点において変わりはない。その意味で、ヴァイマル期における「ドイツ種族」の外国人の扱いは、第二次大戦後のドイツ連邦共和国における「民族帰属」を持つ「被追放者」や「アウスジードラー」（ドイツの「民族帰属」をもった難民）の扱いとは大きく異なっていた。ヴァイマル共和政期には、たとえ「民族的」にドイツ人であることが明らかであっても、ドイツ語が十分に話せない場合、経済的利得だけが理由で（「心情的なドイツとのつながり」なしに）帰化を申請している場合、共産主義者である場合などは、帰化が拒否される例も少なくなかった（Sammartino 2010: 164）。しかも、ヴァイマル共和政下の「ドイツ種族」の外国人の帰化も、時代とともに厳格になっていった（ただし、オーストリアやスイスのドイツ語圏での滞在は、帰化に必要な滞在年限のなかにカウントされた。）

（3）文化的な同化と血統の差異 — 「異種族性」をめぐる対立 —

その後、ヴァイマル共和政下の帰化政策は、「異種族の東方外国人」の扱いをめぐる諸州間の対立が続いた。社会民主党や左派自由主義政党が政権をとるプロイセンやザクセンは比較的にリベラルな方針を取る一方で、保守派が政権を握る保守的なバイエルンやヴェルテンベルクでは制限的な方針をとる傾向がみられた。リベラルな方針をとる州の政府も、帰化の提案が保守的な州の政府の反対で否決されてしまうため、後者の方針に合わせざるをえなかった。バイエルンでは「異種族」の外国人に帰化に必要な滞在年数を最低20年間求めていたのに対し、当初10年間だったプロイセンでも1921年に15年、1925年には20年に引き上げた。

しかし、対立の真の争点は、単に滞在期間の長さをめぐるものではなかった。滞在期間の長さだけで言えば、保守的なバイエルンの基準に従った場合でも、20年間滞在すれば帰化が可能ということになる。だが、滞在期間の長さが申請者の文化的・心情的な同化の度合いをどの程度保証できるのか、文化的にドイツに同化することで「種族性」の差異を克服できるのか。どれほど長くドイツに滞在しても、ドイツに固有な文化を身につけることなど不可能ではないのか。例えば、バーデンから提案された帰化に対し、リュベック政府は次のように異議を唱えている。

長年の国内の滞在だけでは帰化を正当化できない。確実に国家市民の共通感情を推測でき、本質において異質（wesensfremd）でありドイツの独自性の保持に障害となる要素をはらむ恐れを排することのできる事実が知られる場合にのみ、危惧を取り下げる気持ちになれるのである（Trevisiol 2006: 133からの引用）。

ここでリュベック政府は、長期間滞在することだけでは「本質における異質」さを克服することは難しいという見解を述べている。

さらに、そもそも「異種族」の外国人がドイツ文化に同化できるのかが問われることになる。バイエルンやヴェルテンベルクでは、滞在年数や文化的度合いの程度にかかわらず、ユダヤ人の帰化を原則拒否するという方針をとった。それは、滞在年数が基準を満たし、文化的に同化していればユダヤ人といえども帰化可能とするプロイセンの方針と対立するものだった。文化的に同化することで血統の差異を乗り越えることができるのか否か。「文化」を基準にするのか、「種族性」（＝血統）を基準にするのか。その対立は、1927年にプロイセンで社会民主党のアルベルト・クシジェンスキが内務大臣となり、帰化政策のリベラル化を試みたことで明確化されることになった。

クシジェンスキの改革は、それまで「ドイツ種族」とされていた帰化の基準を、「文化的ドイツ人」に置き換えるというものだった（Gosewinkel 2001: 361）。「文化的ドイツ人」の基準では、ドイツ語圏での出生と生育、ドイツ語での学校への通学、家族の定住などが条件となっていた。そのため、ドイツ文化に適合したユダヤ人でもこの基準を満たしていればドイツに帰化することが可能となり、「種族性」における差異は克服することができた。

しかし、そのようなプロイセン政府による「種族」から「文化」への基準の転換は、多くの州政府から反対にあって実現されなかった。特にバイエルン政府は次のように反対意見を述べている。

東方外国人にとって、東方で特に商人の間で商業用語として使用されているドイツ語の習得や、経済的上昇の可能性が高まるが故に地元の学校よりも好まれているドイツの学校への通学は、ドイツでの成功を容易にする。しかしそれは、移民たちがドイツ的感情や思考において、内面的にも融合していることを保証するものではない（Trevisiol 2006: 160からの引用）。

バイエルン政府の見解では「異種族の東方外国人」、とりわけユダヤ人はそもそもその「本質的異質性」により帰化は原則拒否されるべきものだったのである。「ドイツ語を使用するということから、東方ユダヤ人（Ostjuden）がドイツ民族性（das deutsche Volkstum）に近づいているなどと結論することなどできない」と述べる通り、文化的な同化では血統の差異を克服できないというのがバイエルン政府の立場だった（Gosewinkel 2001: 363）。

プロイセン政府はまた、「異種族の外国人」の帰化に必要な滞在年数を20年から10年に戻そうとした（1921年の共通ガイドラインで示されていたのが10年だったが、先述したように、その後バイエルン州の方針に合わせてプロイセンでも20年に引き上げられていた）。しかし、この試みもまた他州からの抵抗にあった（Gosewinkel 2001: 362）。1929年の州内相会議では、「異種族の外国人」と「異種族の東方外国人」に差異を設けないとする共通ガイドラインの線はかろうじて維持されたものの、その後諸州の帰化政策はますます排除的・制限的な方向へと変化していく。1931年2月には、帝国参議院において、バイエルン州政府の主導により、「異種族の外国人」の帰化に必要な年限を20年とすることが合意されたのである（Trevisiol 2006: 51）。

また、1930年にチューリンゲン州、1931年にはブランシュヴァイク州でナチス党が州政府の政権に参画するようになった結果、この2州では「異人種性（Fremdrassigkeit）」というより排他的な帰化基準が採用されるようになり、この基準によって他州の帰化に異議が唱えられるようになった（Gosewinkel 2001: 365）。この「異人種性」という概念に従えば、文化的同化の程度に全く関係なく、「人種的」に異質な移民（特にユダヤ人）の帰化は例外なしに除外されることになる。

1931年2月に連邦参議院で合意された帰化基準では、ナチス的な人種概念こそ用いられてはいなかったが、「異種族の東方外国人」の「異種族性」は「抹消不能」とされ、ユダヤ教徒の祖先を持つ者は、申請時点の宗教がどうあれ「ユダヤ人」と捉えられ、「ドイツ民族にとっての大きな危険」とみなされた（Trevisiol 2006: 162）。すでにこの段階で、「種族」概念はナチス的人種概念に近づいていたと言えるだろう。

（４）プロイセンにおける帰化の実数

このように、ヴァイマル共和政治期のドイツの帰化政策は、「ドイツ種族」を優遇し、「異種族」の外国人、特に東欧から来たスラブ系、ユダヤ系の外国人に対して排他的であるという特徴を示していた。そのような帰化政策の「エスニック」化（1930年代に入ると「エスノ人種化」）は、帰化者の実数に反映されているのだろうか。

管見する限り、ドイツ帝国全体のデータは残念ながら入手できないが、さいわいにも帝国宰相官房が1933年に作成した、1919年から1931年までのプロイセンにおける種族別の帰化統計が残されている（Maurer 1986: 857）。プロイセンはドイツ最大の州であるばかりでなく、西部と東部で外国と国境を接していたため、ドイツ全体での帰化の半分以上はプロイセンにおいて申請されていた。

ヴァイマル共和政時代のプロイセンにおける「種族」別の帰化件数

年	総数	ドイツ種族	ドイツ種族でない東方外国人	その他の異種族	「ドイツ種族」の占める割合	「異種族の東方外国人」が占める割合
1919	3,656	3,473	146	73	95%	4%
1920	5,315	4,997	212	106	94%	4%
1921	6,953	6,536	278	139	94%	4%
1922	10,895	10,243	435	217	94%	4%
1923	17,847	16,778	713	356	94%	4%
1924	11,713	11,117	450	146	95%	4%
1925	8,168	7,749	253	166	95%	3%
1926	10,630	9,445	816	369	89%	8%
1927	10,380	9,317	733	276	90%	7%
1928	11,433	8,999	1,802	632	79%	16%
1929	10,609	8,192	1,816	601	77%	17%
1930	11,667	8,700	2,332	635	75%	20%
1931	10,251	8,465	1,268	518	83%	12%

※配偶者や未成年の子供の数は含まれていない

出所：（Maurer 1986: 857）

ここに示しているのが、1919年から1931年までのプロイセンにおける帰化のデータである。「ドイツ種族」の帰化の件数が、1927年まで帰化者全体の9割以上を占めていて、エスニックな意味での「民族的ドイツ人」を中心とした帰化政策が明らかである。しかしその一方で、1928年以降「異種族の東方外国人」の帰化件数が増加し、1930年には全体の20%を占めるようになっている。これはこの時期にプロイセンの帰化政策がリベラル化したことの影響であると思われる。クシジェンスキ内相の下、1928年にプロイセン政府は「異種族」の外国人に対する帰化の条件を10年間の滞在に引き下げようとしていた。また、戦後ドイツに移住してきた東欧からの移民の多くがドイツでの滞在が10年を迎えようとしていた時期でもあった。

だが、このようなプロイセンの帰化政策のリベラル化により、他州からの異議の申し立ても急増している。国籍法の規定により、他州が異議を取り下げなければ帝国参議院の審議に付されることになるが、その数が1928年以後急増している。1926年まで、帝国参議院で審議された事例は毎年2件以下にとどまっていたのに対し、1928年には75件となっている（Trevisiol 2006: 69）。プロイセンの帰化政策のリベラル化が招いた帰化をめぐる諸州の対立の激化が、この数字に示されているといえるだろう。

プロイセンでの「異種族の外国人」の帰化件数は、1931年にはほぼ半減している。これは帝国参議院において、20年間の滞在が共通基準として合意されたことが大きな原因であったかと思われる。また、同年には連邦参議院で審議された事例も435件と急増していて（Trevisiol 2006: 69）、帰化をめぐる諸州の対立が激化していることがわかる。

プロイセンの帰化件数に関する1932年以降のデータはこの統計には示されていない。しかし、連邦参議院での20年の滞在という共通基準の導入に加え、ナチス党が政権に参画したチューリングゲンやブラウンシュヴァイクからの「異人種」の帰化に対するカテゴリカルな拒否の声も強まっており、帰化の数はさらに低下しているものと推測される。じっさい、プロイセンの統治下にあるデュッセルドルフ市の帰化数は、1931年から34年にかけて帰化の総数自体が激減している（Trevisiol 2006: 63）。このように、1930年代に入って顕著になった帰化政策のエスノ人種化は、帰化の実数にも反映されているといえるだろう。

4 国籍法改定の試み

すでに述べたように、ヴァイマル共和政時代には1913年の「帝国籍および国家籍法」はほとんど修正されずにそのまま用いられた。だが、改定の試みが全くなかったわけではない。ここでは、帝国議会で議論されていた国籍法改定の二つの論点（「ドイツ帝国籍」の導入と女性の国籍の自律化）について説明した後、在外ドイツ民族をめぐる国籍法の改定を提案した法学者ヴァルター・シェッツェルの議論を簡単に紹介することで、この時代に認識されていた1913年の国籍法の問題点について論じてみる。

（１）「ドイツ帝国籍」の導入

論点の一つは、帝国籍（＝ドイツ国籍）が諸邦の国家籍（プロイセン国籍、ザクセン国籍など）を通じて間接的に得られるという連邦制的なドイツ国籍の構造を廃止し、統一的なドイツ帝国籍を導入しようというものである。この連邦制的な構造は、1870年に北ドイツ連邦の国籍法が成立して以来、1913年の国籍法にも引き継がれていた。国家籍を廃止し帝国籍に統一すべきという意見は、1913年の国籍法改定に至る帝政時代の帝国議会の議論のなかですでに出されていたが、ほとんど顧みられることはなかった。ヴァイマル共和国では、諸邦の君主制は廃止されたが、邦（staat）は「州（Land）」という名前に替えられ、数が減っただけで、連邦制的な構造はそのまま続した。

しかし、ヴァイマル期にもまた、国籍をドイツ帝国籍に統一すべきという改定案がリベラル左派のドイツ民主党（Deutsche Demokratische Partei）から提起されていた。1927年3月18日の帝国議会で、ドイツ民主党のエアリヒ・コッホ＝ヴェザーは「多くの領域で、帝国の団結が構築されなければならない。これもまた、われわれが国家籍に代えて帝国籍に関する法律を提案する理由だ」と述べ、帝国議会に対し国籍法の改定を要請する決議を提案している¹⁵。このドイツ民主党の提案は、ドイツ帝国の連邦制的構造そのものを統一的な構造に改変しようという包括的な提案の一部であった。コッホ＝ヴェザーは「われわれが反対したいのは、州の主権に向かう傾向が、帝国の政治を束縛してしまうこと」であり、教育、医療、警察などあらゆる分野において「財政的にも組織的にも、州間の競合が帝国全体の政治を妨げる」と述べていた。このような州間の競合は、国籍に関しても、その帰化政策に顕著に見られた。

このドイツ民主党の決議案は、帝国議会で右派のドイツ国民人民党（Deutschnationale Volkspartei）以外の合意を得て承認されている。また、1927年9月15日には、コッホ＝ヴェザーらが作成した新たな国籍法案も帝国議会に提出された¹⁶。しかしながら、ドイツ民主党の再三にわたる催促と帝国議会での決議にもかかわらず、帝国政府は「審議未了」という回答を繰り返し、結局帝国籍法の政府法案は提出されなかった。ドイツ国籍の一体化はその後、ナチス政権下で1934年2月5日の「国籍に関する法令」において州の国家籍が廃止されたことによって実現することになる¹⁷。

（２）女性の国籍の自律化

二つ目の論点は、女性の国籍の自律化である。19世紀以来、女性は結婚によって夫の国籍を自動的に取得するというのが一般的な原則であった。家族内の国籍を同一にし、家族の一体性を守るという考え方がその前提にあった。20世紀初頭においても、ほとんど全ての国がこのような夫婦国籍同一主義の原則を採用していた（二宮 1983: 4）。ドイツ諸邦も例外ではなかった。この原則は男女同権と相反するものだっただけでなく、エスノ文化的なネーション概念とも対立する面があった。というのは、結婚により「民族的」「種族的」に異質な女性がドイツ帝国籍を取得することができたからである。その一例がローザ・ルクセンブルクである。ロシア国籍のユダヤ人であった彼女は、19世紀末にドイツ帝国籍を持つ男性と結婚することでドイツ帝国籍を取得している（Nathans

2004: 183)。

しかし20世紀に入り、ドイツでも女性運動が台頭し、男女同権の観念が広まってくると、この原則に批判的な意見も出されるようになった。1913年の国籍法改定の議論のなかで、外国人の夫との結婚に際に女性が国籍を選択することを可能とする改定案が社会民主党から提出されている。そこで同党の議員は、従来の国籍法の原則が「妻を夫の付属物のようなものとして扱っている」と批判している¹⁸。しかし、当時帝国議会で最大の議席数を持っていた社会民主党のこの提案は、他の全ての政党から拒否され、実現されるには至らなかった。

しかしその後、戦争が始まると、外国人と結婚したことでドイツ国籍を失ったにもかかわらずドイツに住み続けた女性は、「外国人」ないし「無国籍者」として様々な差別に直面することになった。女性活動家のカミラ・イエリネクは、戦争によって女性の国籍に対する認識が変化したことについて、次のように語っている。

戦争前、[外国人男性と結婚して]女性が外国人となることにそれほど注意は寄せられなかった。特に下層階級ではそうだった。自分がドイツ国籍を失ったことさえ理解していないことも多かった。そこで彼女らは、不本意な国籍変更の結果生じる多くの困難や対立を意識することもなかった。(中略)戦争が勃発したことで、ようやく彼女らは、国籍喪失の不幸な結果について実感するようになった (Nathans 2004: 209からの引用)。

ヴァイマル共和国では男女普通参政権が実現されたので、女性にとって国籍の喪失は、政治に参加する権利を喪失することを意味するようになった。外国人男性と結婚することで自動的にドイツ国籍を失うという原則の変更は、帝国議会において女性議員たちから再三提起された。そのなかでも特に熱心にこの問題を取り上げたのは、リベラル左派のドイツ民主党の議員たちであった。

マリー・エリザベート・リュダースを中心としたドイツ民主党議員たちは、ヴァイマル共和制が始まった当初からこの問題を指摘し、1921年12月15日には、女性の国籍をめぐる国籍法改定案を早くも提出している¹⁹。その提案について帝国議会で説明したリュダースは、ドイツ人女性が外国人と結婚することにより、強制的にドイツ人の「国民集団 (Nationalitätsverband)」から切り離されるのは問題であるとし、①外国人と結婚したドイツ人女性はドイツ国籍を保持することができ、以前の法律で出生時に得たドイツ国籍を失った女性はドイツ国籍を回復できること、②ドイツ人と結婚した外国人女性は、結婚によってドイツ国籍を取得しない、という2点を提案の骨子としている²⁰。

しかし、それに対する政府の反応は消極的だった。帝国内務省の説明によれば、もし結婚によって女性がドイツ国籍を失わないということになると、その女性は(外国の国籍法により外国籍を得た場合)複数国籍になり、それが国際的な摩擦を生む可能性がある、そのため、その摩擦を回避するための国際的な合意がまず必要になるというのである。その当時は、アメリカ合衆国を除き、ほとんどの諸国が結婚により女性は男性と同一の国籍を取得するという方法がとられている。しかし、

オランダのハーグにおいて家族法に関する国際協定の交渉が始まっており、政府はその行方を見守りたいという姿勢をとった²¹。

ただし、結婚によってドイツ国籍を失ってしまったドイツ人女性の問題に対し、内務省は既存の国籍法を前提とした現実的な解決法を示している。ひとつは、一旦ドイツ国籍を失った女性は、夫の同意なしにドイツへの再帰化が可能であること、もう一つは、未亡人になったり離婚した女性はドイツへの帰化請求権を持てることである。このようにして女性は、ドイツ国籍を回復できるというわけである。

国籍法改定への要求はその後も継続され、帝国議会で改定の必要性に関する決議も合意をみた。1928年7月には首相のヘルマン・ミュラーが政府声明演説の中で「帝国籍および国家籍の法律の改定の必要性が、前の帝国議会の決議で承認されていることを帝国政府も認識している」と述べている²²。また、リベラル右派のドイツ人民党（Deutsche Volkspartei）の女性議員エルザ・メッツも「外国人男性と結婚した女性の国籍保持」についての提案をしている²³。しかし、最後には「国際法上の問題」が障害となり、改定は実現しなかった。

ルクセンブルクの例に見られるように、結婚による女性のドイツ国籍の取得は、「異種族」の女性が簡単に国籍を付与できる仕組みである。民族的・人種的な「純血性」に強い拘りをもったナチス党の観点からすれば、それはドイツ民族の「純血性」を汚すものと捉えられて然るべきである。じっさいナチス政権下では当初、夫婦国籍同一主義の問題が検討されたこともあった（Gosewinkel 2001: 386-387）。しかしナチスがとった政策は、ニュルンベルク法におけるユダヤ人との婚姻の禁止にとどまり、従来の原則を修正したわけではなかった。女性の国籍の自律化は、ナチスの男性優位の（「家父長制的」な）家族政策と相容れなかったのだろうと思われる。とはいえ、第二次世界大戦中の1941年6月に出されたベーメン・メーレン保護領の国籍問題に関する法令において、「ドイツ民族のドイツ国籍保持者」の女性は、「保護領帰属者」（チェコ人）と結婚してもドイツ国籍を喪失しないという規定が導入されている点は注目に値する（Silagi 1999: 125）²⁴。これは夫婦国籍同一主義がドイツ民族の保持というエスニックな理念と矛盾していることをナチスが事実上認めていたことを示すものである。

（3）在外ドイツ民族と国籍法 ―法学者シェッツェルの提案―

ヴァイマル共和制期の「民族政策」において、在外ドイツ民族に対する援助や保護の活動が行われ、帰化行政でも「異種族」の外国人に比べて優遇的な対応がなされていたことは2（4）ですでにみた。では、外国籍のドイツ民族に対してドイツ国籍をより開放的・包摂的にするために、国籍法それ自体を改定すべきとする議論は行われていたのだろうか。

結論から言えば、筆者の調べた限りそのような議論が帝国議会でなされたことはほとんどなかったといえる。ただ、それにもっとも近いものとして、オーストリアのドイツ人に関する提案があった。すでに述べたように、ヴァイマル共和政期には、右派やリベラル派を含めたほとんどの党派がオーストリアと「合併」を支持していたが、オーストリアのドイツ人の国籍についても、そのよう

な観点からドイツ民主党が問題提起したものである。同党は、統一的なドイツ帝国籍の導入を提案した1927年の改定案のなかで、ドイツ帝国内に定住している、あるいはドイツ帝国内で生まれたオーストリア人に対してドイツ帝国への帰化請求権を認め、さらにその場合にオーストリアとドイツとの二重国籍も認めるということを提案している²⁵。言うまでもなくこれは、オーストリアのドイツ人とドイツのドイツ人との特別な「民族的」な繋がりを前提とした提案である。しかし、この提案は議会でほぼ無視されている。

しかしながら、法学者のなかには在外の外国籍ドイツ民族をドイツ国民に包摂する方向にむけた国籍法改定を論じていた人物もいなくはない。そのひとりがヴァルター・シェッツェルである。彼は両大戦間期から第二次大戦後にかけて数多くの国籍法に関する解説書を書いている法学者だが、1921年に出版した『在外ドイツ人の帝国との法的諸関係』という著作では、「在外ドイツ人」を三つのカテゴリーに分け、それぞれについて国籍法改定の提案をおこなっていた（Schätzkel 1921b: 36-40）。政治の場ではあまり顧みられることはなかったようだが、ヴァイマル期の在外ドイツ民族の法的状況を映し出して興味深いので、ここで簡単に紹介してみる。

第一のカテゴリーは、割譲された旧ドイツ領に住むドイツ人である。シェッツェルは、ヴェルサイユ条約で彼らに対して（アルザス・ロレーヌを除き）国籍選択権が与えられていることを踏まえ、その選択権はさらに拡大されるべきだとしている。例えば、ドイツ国籍を選ばず、ポーランド国籍のままでいた旧ドイツ帝国籍者の子供が、ポーランドで徴兵を逃れるためにドイツに移住し、ドイツ国籍を求める場合が考えられる。そのような元ドイツ人のドイツへの移住は「割譲された領土のドイツ民族性の保持という関心からは嘆かわしいことではあるが、それはこれらの元ドイツ人を受け入れ、他の外国人同様の扱いはしないことを妨げるものではない」とシェッツェルは述べる。そこで彼が提案するのは、ドイツ人の親から生まれ、未成年の間に親の外国籍選択によりドイツ国籍を失った子どもに対し、成人時に自動的にドイツ国籍を付与するというものであった。

第二のカテゴリーは、「ドイツ語が話されている国家（deutschsprachiger Staat）」（すなわちオーストリアやダンツィヒ自由都市）に帰属するドイツ人である。シェッツェルは、彼らを「外国人同様に扱うのは不適當」であるとし、彼らだけでなく、ドイツ国内で生まれた彼らの子どもに対してドイツへの帰化請求権を与えることを提案している。その際、オーストリアやダンツィヒ国籍の保持者がドイツとの二重国籍になることは「望ましいこと」とシェッツェルは述べている。また、サンジェルマン条約においてチェコスロヴァキア国籍を取得し、その後ドイツ領内に居住している元オーストリア国籍保持者のドイツ人が多く存在している。サンジェルマン条約は彼らにオーストリア国籍の選択権は与えていたが、ドイツ帝国籍の選択権は与えていなかった。シェッツェルは「オーストリア国籍者に対する平和条約の明らかな不正を正す」という観点から、このような戦後オーストリア国籍を失った「ドイツ種族」の人たちに対し、ドイツへの帰化を容易にすべきであるとも主張している。

第三のカテゴリーは、ドイツ帝国籍も、またドイツ語が話されている国家の国籍も持ったことのない「ドイツ種族（Deutschstämmige）」の人々である。シェッツェルは、彼らに対して優遇的に

国籍を付与する措置をとるのは実際上難しいとしている。誰が「ドイツ種族」であるのかを判別すること自体が困難だからである。だが彼は、その難問が「克服できないわけではない」とも述べる。というのは、ポーランドやチェコスロヴァキアのように、外国籍の民族同胞に帰化請求権を与えている事例が存在するからである。「民族同胞のドイツ的特性を異論なく確定」する方法はありうる。例えば、言語のテストを課すという方法がある。アメリカ合衆国やオーストラリアといった「海外諸国」のように、欧州言語の単語を書かせるリテラシー・テストを行うことで「好ましい移民」を選抜している例もある。また、ポーランドでも、ポーランド後の能力を帰化の条件としている。このような方法がドイツでも使えないわけではないと、シェッツェルは考えている。

とはいえ、以上の提案はどれも、在外ドイツ人がドイツ帝国に移住してきた場合にのみ適用可能なものである。外国に住み続ける外国籍のドイツ民族に対してはどのような措置をとればよいのか。シェッツェルはそこで、もうひとつの提案を行なっている。それは、「ドイツ人の固有性（deutsche Eigenschaft）」を証明する身分証を彼らに対して発行し、彼らの国とドイツとの往來のために役立てたり、彼らが帰化する際に優遇的に扱ったりするというものである。しかし、身分証を発行するには、それぞれの国でドイツ人マイノリティへの帰属を記録した民族台帳のようなものが必要となる。こうした仕組みを構築するには、在外ドイツ人組織と帝国行政府との協力関係が必要になるとシェッツェルは述べている。

このようなシェッツェルの提案は、現状の国境線を前提に、国籍法の修正によって、ヴァイマル共和政下でのドイツ帝国籍者の範囲を、エスノ文化的に理解された「民族ドイツ人（Volksdeutsche）」の範囲に可能な限り近づけようとした試みであると言える。しかし、このような観点から国籍法の改定を真剣に試みる動きは現れなかった。その理由の一つとして、経済的な理由から、在外民族ドイツ人の大量のドイツへの流入が望まれていなかったことが大きいだろう。シェッツェルが提案したような国籍法の民族ドイツ人への開放は、彼らのドイツ国内への移住を動機づける一因となると考えられるからである。

しかし、ドイツ帝国の範囲とドイツ民族の範囲を可能な限り一致させようという試みには、国籍法の改定にはよらない方法もあった。それは、党の綱領で「民族同胞のみが国家市民たりうる」と謳っていたナチス党が、1933年に全権委任法で政府に無制限の立法権を与えたことで可能になった方法である。ナチス政権は法律を制定し、それを暴力的に実施することにより、既存の国籍法を無効化する形で、「民族ドイツ人」のみからなるドイツ帝国の建設を進めたのである。

5 アドルフ・ヒトラーの帰化 —その困難な道のり—

最後に、1913年の国籍法が帰化に対して実際にどのように作用していたのかを知る材料として、アドルフ・ヒトラーの帰化の例を検討してみよう²⁶。ヒトラーはオーストリア国籍を持つ民族ドイツ人として生まれ、第一次大戦ではドイツ軍の兵士として参戦していた。これだけを見ると、ヒトラーはドイツ帝国への帰化において極めて有利な立場にあったと考えられる²⁷。しかしながらヒト

ラーの帰化は困難を極めた。最終的に彼の帰化が認められたのは、彼が出馬した1932年3月のドイツの大統領選挙のわずか2週間前のことであった。それまでの間、筆者が調べた限りで彼の帰化は6回試みられ、7回目ようやく帰化に成功したのである。ユダヤ人であり社会民主主義者であったローザ・ルクセンブルクが、結婚という方法により一発でドイツ国籍を得たのに対し、自他共に認める「ドイツ民族」であり、第一次大戦に4年間ドイツ軍に従軍した経験のある「愛国者」であるヒトラーがドイツ国籍取得に難渋したというのは皮肉なことである。このヒトラーの帰化を検討することで、1913年の国籍法の下での帰化手続きの一面が具体的に明らかになるので、やや詳細に論じてみたい。

まず、1913年の国籍法の下で、帰化申請が許可される仕組みを簡単に振り返ってみよう。ドイツ国籍にあたる「帝国籍」は、州の「国家籍」を得ることで間接的に取得できるものであり、各州での帰化は各州政府がそれぞれ独自に決定することができた。しかしながら、ある州で帰化が認められれば、帝国内のどの州にでも移住することができることから、ある州での帰化の決定に対し、他の州が異議を申し立てる機会が与えられていた。各州政府は毎月、帰化を許可した人物のリストを他の諸州政府に対して回覧し、異議が出なければその帰化を帝国宰相が確認することで帰化が成立することになった。しかし、異議が出た場合は、州政府の代表からなる連邦参議院（Bundesrat）で審議されることになり、多数決で帰化の可否が決められることになった（国籍法9条）。そのような手続きを必要とするため、帰化はしばしば州間の対立の争点になったし、また他の州から異論の出そうな帰化申請に対しては、州政府が最初から帰化を認めないという決定をすることも多かった。

ヒトラーの場合、このような通常の帰化手続きの下で帰化申請した例は1回しかなかった。それは1925年夏、チューリングゲン州においてであった。ヒトラーは1923年11月に、ヴァイマル共和政打倒を掲げた反乱（いわゆる「ミュンヘン一揆」）を起こして失敗し、大逆罪（Hochverrat）で5年の禁固刑を受けたが、翌年には4年の刑期を残して仮釈放されている。ヒトラーが帰化を申請したのは、その直後ということになる。また、その時彼はすでにオーストリア国籍を自ら放棄していて、無国籍になっていた。しかし、この時の帰化申請は拒否されてしまった。

ヒトラーは帰化に際して国籍法上有利な条件の一つを持っていた。それは、第一次大戦においてドイツ軍に従軍していたことである。国籍法の12条には、ドイツの陸軍・海軍に従軍した場合、居住する州において帰化請求権が認められていた。つまり、申請すれば必ず帰化ができるということである。しかし、そこには「その帰化が帝国ないし邦国〔ヴァイマル時代は州〕の繁栄を脅かされない場合」という条件が付けられていた。ヒトラーの帰化を妨げたのはこの規定だった。大逆罪で禁固刑を受けていたヒトラーには、帰化が認められなかったのである。

ヒトラーの2回目の帰化の試みは1929年、バイエルン州においてだった。ナチス党の帝国議会議員で、議員団長を務めていたヴィルヘルム・フリックが、同じくナチス党所属の州議会議員と共に、バイエルンの内務大臣カール・シュッツェルに対し、ヒトラーの帰化が可能かどうかを打診している。内務大臣は州首相や他の政府高官と協議した後、「見込みはない（aussichtslos）」と返答

した。ここでも大逆罪の過去がヒトラーの帰化にとって決定的な障害になっており、それはミュンヘン一揆後5年以上経っても変わっていないことを示していた。

帰化申請という通常の方法での帰化が困難であることがわかると、ナチス党はそれとは別の「裏技」でヒトラーの帰化を試みるようになる。その「裏技」とは、国籍法14条に規定された公務員の国籍取得である。14条には、国家やゲマインデの行政機関、公立学校などで公務員の地位にいた外国人には帰化が認められることになっていた。また、この条項には9条におけるような条件が付されていなかった。だから、仮にヒトラーが帝国ないしどこかの州で公務員として雇用されれば、自動的にドイツ国籍が付与されることになるわけである。フリックはこの方法をチューリングゲン州で試みた。

チューリングゲン州は、ナチス党がドイツ国内で最初に政権に参加した州である。フリック自身、1930年1月にチューリングゲン州の内務大臣になっていた。そこで彼は、ヒトラーをヴァイマルにある州立の工芸建築大学（Kunsthochschule für Handwerke und Baukunst）の芸術学部の教授に任用しようとしたのである。もしこれが実現すれば、ヒトラーは公務員ということになり、その結果ドイツ国籍が得られることになる。しかし、この試みもまた失敗に終わる。同年4月、閣議で「アドルフ・ヒトラーをチューリングゲンの国家公務員に任用することで、彼のチューリングゲン国籍の取得を可能にする」ことが拒否されたのである。ここでもその大きな理由は大逆罪の前歴であった。

だが、フリックは諦めなかった。今度は警察官への任用という方法を試みた。工芸建築大学教授任用の試みが失敗した直後の1930年夏、州首相のエルヴィン・バウムが休暇中にフリックは、ヒルトブルクハウゼンというチューリングゲン南部の小さな町の警察官への任命文書を、自分の指揮下の内務官僚に極秘に作成させ、それをヒトラーに渡そうとした。もしヒトラーがこれを受け取れば、それによって彼はドイツ国籍を取得できることになる。フリックはそれをゲーラでのナチス党の夏の管区大会で公表して、自分の功績にする予定でいた。しかし、そのようなフリックの策動に対し、ヒトラー自身が躊躇を示した。彼は、後に撤回可能という条件で文書を受け取り、管区大会での公表もやめさせたのである。それどころか、ヒトラーは最終的にこの任用文書を破り、焼き捨ててしまった。これでヒトラーのドイツ国籍への道は再び断たれることになった。

この時、なぜヒトラーがフリックが秘密裏に作成した任用文書を受け取らなかったのか。その経緯はその2年半後、1932年2月4日にチューリングゲン州の州議会で、ドイツ共産党が提出した「不正な手段で行われたヒトラーの国家官僚への任用」と題された質問をきっかけにして、公けに知られることになった。州議会に設置された調査委員会において、ヒトラー自身が証人として証言し、ヒルトブルクハウゼンの警察官任用を拒絶した理由について次のように語っている。

党の同志が、東ガリチアのユダヤ人と詐欺師たちが20万人から30万人帰化している時代に、この私が帰化してはいない唯一のドイツ人であることを苦々しく思っているのは当然のことである。それについて多くが語られてきたのは明らかだ。だが、私個人は、既存の体制（System）と政党に、私を帰化させて下さいとお願いする気持ちは全くない。私は、私の帰化は戦場で達

成されたものだ」と確信している。その時戦争をサボタージュし、われわれの犠牲で手に入れた成果を台無しにしてしまった政党に、誰かの帰化を請う必要はないし、彼らにはそれを請われる権利すらないのだ（Overesch 1992: 558, 強調は引用者による）。

つまり、帰化を申請するということは、彼とナチス党が解体しようとしているヴァイマル「体制」に順応することになってしまうからというわけである。これはヒトラーの政治理念に沿った「公的」な回答だろう。その一方で、証言では述べられていないが、政治戦略上の動機が強く働いていたことも間違いない。それは、ヒルトブルクハウゼンという小さな町の警察官という職務に就くという策がいかに姑息であり、それによってドイツ国籍を得ることはいかに体面が悪く、世間の笑いものにもなりかねないということへの恐れである（Münch 2007: 50）。実際ヒトラーの帰化の失敗は、チューリングゲン州議会の調査委員会がこの件が明らかになった際、メディアで嘲笑の対象とされてしまったから、彼の政治的直感は正鵠なものであったといえるだろう。

その後、ヒトラーの帰化の舞台はブラウンシュヴァイク州に移る。チューリングゲン州に続いて、1930年10月にブラウンシュヴァイクでもナチスがドイツ国民人民党と連立を組んで政権を担うことになった。同年9月の帝国議会選挙で、18.3%という得票で第二党に躍進した後、1931年にハンブルク州議会でも第二党になるなど、ナチス党の躍進が続いた。そのようななか、ナチス党は1932年3月に予定されていた大統領選挙へのヒトラーの出馬を考えるようになる。しかしながら、憲法上大統領にはドイツ国籍が求められていた。もしヒトラーが大統領選に出馬しようとするならば、早急にドイツ国籍を得ることが必要だったのである。そこでブラウンシュヴァイク州の内務大臣を務めていたディートリヒ・クラッグスが、国籍法14条の規定を利用してヒトラーを帰化させようとした。ここでまずクラッグスが用いようとした公務員の地位はまたも大学教授であった。1932年2月中旬、彼はヒトラーをブラウンシュヴァイク工科大学の「有機的社会学と政治学（Organische Gesellschaftslehre und Politik）」教授の職に召喚しようとしたのである。クラッグスはこの手続きを内密に進めていたが、その情報が漏れ、ブラウンシュヴァイクの州議会で社会民主党代表のハインリヒ・ヤスパースが、ヒトラーの教授就任の噂についての政府に問いただした。これによってクラッグスの策謀が大学に知られることになり、同年2月17日にブラウンシュヴァイク工科大学は、ヒトラーにアカデミックな資格に欠けているという理由で教授への任命を拒否したのである。ここでもまた、「ヒトラー教授」の計画は失敗してしまった。

しかしその直後の1932年2月21日に、今度はブラウンシュヴァイク州首相のヴェルナー・キュッヘンタール（ドイツ国民人民党、後にナチス党に入党）が、ヒトラーをシュタットオルデンドルフという小さな町の暫定委任市長にするという提案をした。ヒトラーの帰化の6度目の試みである。しかし、この提案も州議会の反対によって実現されなかった（Lutteroth 2010）。

3月13日の大統領選挙が近づいてくると、ゲッベルスは2月22日の党政治集会においてヒトラーが次の大統領選挙に出馬することを公表する。しかしこの時、ヒトラーは依然として無国籍者のままだった。期限がせまってくるなか、ナチス党指導部はもう一度国籍法14条を用いてヒトラー

の帰化を試みる。それは、ヒトラーをブラウンシュヴァイク州の土地改良・登記局の参事官 (Regierungsrat) としてベルリンにある連邦参議院のブラウンシュヴァイク代表部の任務につけることだった。ここでようやく、この戦略が成功をおさめることになる。2月26日、ヒトラーはこの職に任命された。今回はナチス党の連立相手である保守のドイツ国民人民党に加え、ドイツ人民党を含む中道勢力からの承認を得ることができたことが大きい。それはナチス党が、連立政権からの離脱することも辞さない構えで保守中道政党に圧力をかけたからである。再選挙を避けたい保守中道政党は、ヒトラーの公務員就任に反対しなかった (Lutteroth 2010; Menzel 2014: 165-191)。この職に就くことより、ヒトラーはようやくドイツ国籍を取得することができた。大統領選挙のわずか2週間前のことだった。

ヒトラーがブラウンシュヴァイク州で帰化を試みていた時期、ヒトラーの帰化をめぐる醜態はドイツの世論でも話題にされていた。先述したように、その2年前にチューリングゲン州で失敗したヒトラーの帰化の経緯が新聞などで明らかにされ、批判や嘲笑を受けていたのである。そこでメディアは、フリックが極秘にヒトラーの公務員任命を進めたことの法的妥当性の問題にくわえ、国籍法14条を利用し、帰化の目的で公務員への任用を進めたナチス党の謀略が非難されていた。たとえば、ベルリンの日刊紙『テンポ』では「昨日からヨーロッパはアドルフ・ヒトラーについて嘲笑している」と書き、カソリックの中央党の機関紙『ゲルマニア』は、「国家の法律をめぐる喜劇が、ようやく後になって舞台に登った」と書いている。社会民主党の機関紙『前進』も1932年2月6日版で、1930年のチューリングゲン州での策謀について次のような皮肉のこもった記事を掲載している。

ヒトラーを何がなんでもチューリングゲンの公務員に押し込まなければならない。フリック氏はまず彼を芸術教授にしようと試みた。それがうまくいかないと、今度はアドルフを警察官に、というわけだ。第三帝国ではどちらの職業も似たようなもので、どちらも同じような能力を必要とするものなのだ！ 天才アドルフはなんでもできる。芸術教授であろうが、警察官であろうが、どちらでも構いはしない²⁸。

また、チューリングゲン州の州議会でも2月16日から18日にかけての3日間にわたり、この問題をめぐって討論が行われ、調査委員会も設置された (調査委員会での尋問は大統領選挙後の3月15日に行われている) (Overesch 1992: 553)。帝国議会でも、2月24日に社会民主党の議員団長ルドルフ・ブライツァイトはヒトラーを帰化させるためのナチス党の策動に皮肉をこめて言及し、「現在のところ、ヒトラー氏はまだ国家帰属者・帝国帰属者ではないのだ」と述べている²⁹。

ところが、このヒトラーの帰化をめぐる醜聞は、反ナチス派の宣伝にもかかわらず、大統領選挙での投票結果にはあまり大きな影響を及ぼさなかったようである。3月13日の選挙では、第一次大戦の英雄ヒンデンブルクに敗れはしたものの、1130万票で30.1%の票を獲得してヒトラーはその存在感を示した。彼が選挙の2週間前まで無国籍であったこと、彼を帰化させるためのナチス党が裏で策動していたことなどはあまり問題にされなかった。ドイツ国籍がなければ、法律上ヒトラー

は大統領選挙に出馬することはできない。しかし国籍がどうあれ、ヒトラーが民族的に「ドイツ人」であることは誰にとっても明らかなことであった。

とはいえ、選挙の2週間前に彼が帰化に成功したことは、その後のナチスの歴史にとって、またドイツ史全体にとっても極めて重要な出来事だったと言えよう。また別の見方をすれば、国籍法の規定や他の政党、大学などがヒトラーの帰化を阻み、その結果ドイツ国籍の取得に8年近くかかり、6回もの試みに失敗しているという点は意義深い。すでに述べた通り、彼にとっての最大の障害は、1923年に企てたミュンヘン一揆の失敗により大逆罪で罰せられたことだった。それにより、第一次大戦においてドイツ軍の兵士として戦った経歴を持つオーストリア出身の民族ドイツ人が、国籍法12条に付せられた条件により、帰化が阻まれることになったのである。そのため、ヒトラーは国籍法14条の規定に頼らざるをえなくなった。

先述のように、12条はドイツ軍に従軍した経歴のある人間に帰化の権利を認める一方で、その帰化が「帝国ないし邦の繁栄を脅かさない場合」という限定が付けられていた。帝政期に国籍法のスタンダードな解説書を書いたヴェイルヘルム・カーンは、1913年の国籍法の解説書において、この12条での帰化の限定付けを「笑止千万 (lächerlich)」であると批判している。なぜなら「1人の人間が6000万人以上の帝国の人間の安全を脅かすかもしれないという懸念は、偉大な、団結したドイツにふさわしくない」からであるという (Cahn 1914: 79)。だが、ヒトラーという「1人の人間」の登場がその後のドイツ (のみならずヨーロッパ全体) にどのような甚大な被害をもたらしたのかを知っている現在のわれわれにとって、カーンの指摘はとても空虚に聞こえる。だが、この12条の限定だけでは、最終的にヒトラーの帰化を妨げることはできなかったのである。

おわりに

本論文では、ヴァイマル期における国籍をめぐる政策や政治の内容とその変化について、特にエスノ文化的な (ないしエスニックな) ドイツ民族概念との関係性に注目しながら考察してきた。第一次大戦期からヴァイマル共和政期にかけて、1913年制定の国籍法それ自体に大きな変更が加えられることはなかった。しかし、ヴァイマル共和政下での民主化や福祉国家化によって国籍が国民にとって持つ実質的機能が強まった点、戦後の領土喪失で国籍の範囲そのものにも変更が生じたという点では無視できない変化がみられた。さらに、戦争中から戦後にかけて、ドイツ軍の東方侵攻、ヴァイマル期における国境外の民族ドイツ人マイノリティの保護・支援をめぐる「民族政治」の展開を通じて、国家を越えた文化と血統の共同体としてのドイツ民族概念が実体性を持つようになると、それと連動して「種族」というエスノ文化的概念が帰化政策における中心的な基準として用いられるようになる。帰化政策は、1920年代後半に「異種族の外国人」に対してリベラルな方向に向かう兆しも見えたが、1930年にはエスニックな排除性が急速に強まった。それは、帰化の実数にも反映されていることが確認できた。

とはいえ、国籍法それ自体を、「ドイツ民族」への帰属を国籍付与の基礎に据えるようなエスニ

ックな規定へと修正しようという試みはほとんどみられなかった。「国家籍」を廃して「帝国籍」に統一することと女性の国籍を自律化させることが、ヴァイマル期における国籍法改定の主なテーマだったが、ともに実現されることはなかった。

法律によって国家への帰属を定める国籍という制度と、文化や血統を共有する共同体として理解されている民族というカテゴリーとは本来別個のものである。血統原理はしばしば「エスニック」な原理であるとみなされることが多いが、実のところ国籍における血統原理は、親から子へと国籍が継承されるということにすぎず、それだけではその国民が同一民族の「血統」を共有することをなんら保証するものではない。例えば、自らが民族ドイツ人であり、綱領で「民族同胞のみが国家市民たりうる」と謳っている政党の党首であったヒトラーが、ドイツ国籍の取得に難渋したという事実は、法的制度としての国籍法がそれ本来の役割を果たしていたことを示しているといえる。しかし、その後ナチスが政権を掌握し、共和制から独裁制へと移行すると、ナチス政権は1913年の国籍法を無効にするような法律を次々と発令した。ナチスによるエスノ人種的な「民族共同体」の実現は、ドイツの国籍制度それ自体の実質的な解体によってのみ可能となったのである。その詳しい経緯については、また別の機会に考察してみたい。

《注》

- ¹ ここで「ほぼ全面的」という表現を用いたのは、国籍法4条において、ドイツ国内で見つかった「捨て子 (Findelkind)」には出生地原理を適用しているからである。しかし、もし血統原理を貫徹すれば「捨て子」は無国籍になってしまうわけわけであり、このような事例に限り補助的に出生地原理を採用するのは現実的にみて不可避である。よって、4条の規定をもって血統原理の基本原則それ自体に限定が付されているととらえることはできないと考える。そのため、以後1913年に国籍法に関しては、「ほぼ」という語をはずし、「全面的な血統原理」という表現を用いることにする。
- ² 1913年の国籍法（帝国籍および国家籍の法）において、ドイツ国籍に相当する「帝国籍 (Reichsangehörigkeit)」は主として、ドイツ帝国を構成する邦 (Bundesstaat) への帰属を意味する「国家籍 (Staatsangehörigkeit)」の保有を通じて間接的に得られるものとされていた。
- ³ ヴァイマル期における国籍法の改定は、38条の帰化の料金に係る変更のみであった (Münch 2007: 42)。
- ⁴ ほかにドイツ国籍の「エスニック化」の過程を分析した社会学的な研究としてゲオルク・ハンゼン (Hansen 2004) が参考になった。本論文のサブタイトルにある「エスニック化」という概念も、ハンゼンの論文から借用している。
- ⁵ 第一次大戦期の帰化政策について、個別の帰化申請について検討した伊東直美の研究によれば、「ユダヤ系を排除し、ドイツ系を受け入れるという単純な手続きはとらなかった」とされている (伊藤 2018: 15)。
- ⁶ *Reichsgesetzblatt*. 1924, Teil 1, Nr.41, S.613-637.
- ⁷ *Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich*, 1927, S.10-11.
- ⁸ 以下の記述は Schätzel (1921a) を主に参照した。
- ⁹ エルンスト・ハーセなど、一部の急進ナショナリスト知識人の言論のなかには、すでにそのようなネー

ション概念が見られる。

- ¹⁰ ドイツにおいて「帝国 (Reich)」という概念は邦の国家と区別されたドイツ全体の国家という意味で用いられる。君主制が廃止され、共和政に移行したヴァイマル期においても、ドイツ全体の国家は「帝国 (ライヒ)」と呼ばれていて、ヴァイマル憲法でもこの語が用いられている。「帝国 (Empire)」は通常、覇権を目指す大国のことを意味するが、ドイツの憲法上の概念では意味が異なる。本論文では、このようなドイツの憲法上の意味で「帝国」の概念を用いている。
- ¹¹ 邦は「国家籍」を付与し、「国家籍」を付与された人物は同時に「帝国籍」を取得することになる。
- ¹² この手続きに関する詳細は、1913年に国籍法が制定された直後に出された「施行規則」に書かれている („Ausführungsvorschriften zu § 9 Abs.1 des Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetzes vom 22. Juli 1913,“ *Zentralblatt für das Deutsche Reich*, 41, 1913, S.1212)。
- ¹³ „Richtlinien für die Behandlung von Einbürgerungsanträgen,“ Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde R1501/108022. 以下の記述はこの文書を参照している。
- ¹⁴ „Niederschrift über das Ergebnis der kommissarischen Beratung in Reichsministerium des Innern vom 3. September 1920 über mehrere das Reichs- und staatsangehörigkeitsgesetz betreffende Fragen,“ Bundesarchiv, Berlin-Lichterfelde R1501/108021.
- ¹⁵ *Verhandlungen des Reichstags*. 3.Wahlperiode, 289.Sitzung (1927/3/18), S.9661. この提案は同年 2 月 26 日にドイツ民主党から提出されている。
- ¹⁶ *Verhandlungen des Reichstags*. 3.Wahlperiode, Drucksache Nr.3629.
- ¹⁷ *Reichsgesetzblatt*, 1934, Teil 1, Nr.14, S.85.
- ¹⁸ *Verhandlungen des Reichstags*, 13.Legislaturperiode, 153.Sitzung (1913/5/28), S.5271.
- ¹⁹ *Verhandlungen des Reichstags*. 1.Wahlperiode, Drucksache Nr.3210.
- ²⁰ *Verhandlungen des Reichstags*. 1. Wahlperiode, 283.Sitzung(1922/12/15), S.9343.
- ²¹ *Ebenda*, S.9343-9344.
- ²² *Verhandlungen des Reichstags*. 4. Wahlperiode, 4.Sitzung (1928/7/3), S.44.
- ²³ *Verhandlungen des Reichstags*. 4. Wahlperiode, Drucksache, Nr.618.
- ²⁴ *Reichsgesetzblatt*, 1941, Teil 1, Nr.63, S.308.
- ²⁵ *Verhandlungen des Reichstags*. 3.Wahlperiode, Drucksache Nr.3629, S.2 (8 条)。
- ²⁶ 以下の記述はMünch (2007: 44-58), Overesch (1992), Lutteroth (2010), Menzel (2020) を適宜参照した。
- ²⁷ 後述するように、1913年の国籍法の12条では、一定の条件の下に（この条件がヒトラーの帰化によって大きな壁になるのだが）帰化請求権が認められていた。また、法律上の明記はないが、本論文でもすでに述べたように、ヴァイマル共和政期には「ドイツ種族」の外国人に対して優遇的な帰化行政が行われていた。
- ²⁸ *Vorwärts*, 1932/2/6.
- ²⁹ *Verhandlungen des Reichstags*. 4. Wahlperiode, 58.Sitzung (1932/2/24), S.2273.

《参考文献》

- Broecker, Rudolf von, 1930. *Der Volksdeutsche fremder Staatsangehörigkeit im Reiche. Eine Darstellung seiner Rechtslage*. Verlag der Deutschen Rundschau.
- Brubaker, Rogers. 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Harvard University Press [=2005, 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション』明石書店]
- 1996. *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*. Cambridge University Press.
- Cahn, Wilhelm, 1914. *Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz vom 22. Juli 1913*. J. Guttentag.
- Chu, Winson, 2012. *The German Minority in Interwar Poland*. Cambridge University Press.
- Dann, Otto, 1994. *Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990*. C.H.Beck
- Gosewinkel, Dieter. 2001. *Einbürgern und Ausschließen. Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland*, Vandenhoeck & Ruprecht.
- 2021. *Struggles for Belonging: Citizenship in Europe 1900-2020*. Oxford University Press.
- Hagen, William W., 1980. *Germans, Poles, and Jews: Nationality Conflict in Prussian East, 1772-1914*. The University of Chicago Press.
- Hansen, Georg. 2004. „Ethisierung des deutschen Staatsbürgerrechts und seine Tauglichkeit in der EU,“ Zweites Forschungskolloquium des Fachbereichs Kultur- und Sozialwissenschaften “Gesellschaftliche, kulturelle und politische Formierung Europas” am 5. Mai 2004.
- Hochman, Erin R., 2016. *Imaging a Greater Germany: Republican Nationalism and the Idea of Anschluss*. Cornell University Press.
- 伊東直美 2018「第一次世界大戦期におけるドイツ国籍取得をめぐる問題」『年報 地域文化研究』第21号
- Jaworski, Rudolf und Marian Wojciechowski, 1997. *Deutsche und Polen zwischen den Kriegen. Minderheitenstatus und „Volkstumskampf“ im Grenzgebiet. Amtliche Berichterstattung aus beiden Ländern 1920-1939. 1. Halbband*. K.G.Sauer.
- Lutteroth, Johanna. 2010. „Schwierige Einbürgerung: Wie Hitler Deutscher wurde,“ (2010/10/15), spiegel.de (2022年10月16日アクセス)
- Maurer, Trude, 1986. *Ostjuden in Deutschland 1918-1933*. Hans Christians Verlag
- Menzel, Ulrich, 2020. *Die Steigbügelhalter und ihr Lohn: Hitlers Einbürgerung in Braunschweig als Weichenstellung auf dem Weg zur Macht und die Modernisierung des Braunschweiger Landes*. Appelhaus.
- Mommsen, Wolfgang J. 1996. „Nationalität im Zeichen offensiver Weltpolitik. Das Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz des Deutschen Reich vom 22. Juni 1913,“ in Manfred Hettling und Paul Nolte (Hg.), *Nation und Gesellschaft in Deutschland. Historische Essays*, C.H.Beck, 1996

- Münch, Ingo von 2007. *Die deutsche Staatsangehörigkeit. Vergangenheit – Gegenwart – Zukunft*. De Gruyter.
- Nathans, Eli. 2004. *The Politics of Citizenship in Germany: Ethnicity, Utility and Nationalism*. Berg.
- 二宮正人 1983.『国籍法における男女平等』有斐閣
- Oltmer, Jochen, 2005. *Migration und Politik in der Weimarer Republik*. Vandenhoeck & Ruprecht.
- Oltmer, Jochen (Hrsg.), 2016. *Handbuch Staat und Migration in Deutschland seit dem 17. Jahrhundert*. De Gruyter.
- Overesch, Manfred, 1992. „Die Einbürgerung Hitlers 1930,“ *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte* 40 (4): 543-566.
- 佐藤成基 2007.「国境を越える「民族」—アウスジードラー問題の歴史的経緯—」『社会志林』第54巻第1号
- 2021.「戦争と国家 —総力戦が生んだ強力でリベラルな国民国家—」蘭信三ほか編『シリーズ 戦争と社会 1 「戦争と社会」という問い』岩波書店
- Schätzel, Walter. 1921a. *Der Wechsel der Staatsangehörigkeit infolge der deutschen Gebietsabtretung*. Verlag von Georg Stilke.
- 1921b. *Die Rechtsbeziehungen der Auslandsdeutschen im Reich*. Verlag von Hans Robert Engelmann.
- Silagi, Michael, 1998, *Vertreibung und Staatsangehörigkeit*, Kulturstiftung der deutschen Vertriebenen. Kulturstiftung der deutschen Vertriebenen.
- Sammartino, Annemarie H. 2010. *The Impossible Border: Germany and the East, 1914-1922*. Cornell University Press.
- Torpey, John C. 2018. *The Invention of the Passport: Surveillance, Citizenship and the State* (Second Edition). Cambridge University Press.
- Trevisol, Oliver. 2006. *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945*. V&R Unipress.

[付記] この論文は日本学術振興会科学研究費（課題番号21KO1868, 18KO2045）による研究成果の一部である。